

第2次半田市環境基本計画

後期計画

2025▶2030

令和8（2026）年3月

半 田 市

目 次

第1章 環境基本計画とは	1
1. 計画策定の背景	1
2. 計画の基本的事項	3
3. 計画前期の取組状況と評価	5
4. 計画の構成	9
第2章 目指す環境	10
1. 計画の基本理念	10
2. 目指す環境の将来像	12
3. 実現に向けた取り組みの5つの柱	13
第3章 将来像を実現するための取り組み	14
1. 施策の体系	14
2. 重点となる取り組み	15
3. 取り組みの5つの柱	17
柱1 ゼロカーボン社会	17
1-1 脱炭素社会へ移行する	18
1-2 気候変動に備える	21
柱2 資源循環社会	22
2-1 3Rを推進する	23
2-2 廃棄物を適正に処理する	25
柱3 自然共生社会	26
3-1 身近な自然を保全・創出する	27
3-2 生物とその生息環境を守る	29
柱4 安心・快適社会	31
4-1 きれいな水や大気を確保する	32
4-2 農畜産業の環境対策を推進する	34
4-3 快適な暮らしを確保する	36
柱5 協働	38
5-1 環境を学び、行動する人を増やす	39
5-2 多様な主体の協働で進める	41
第4章 半田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）	43
第5章 半田市気候変動適応計画	53
第6章 半田市生物多様性地域戦略	59
第7章 計画の推進・進行管理	64
1. 計画の推進体制	64
2. 計画の進行管理	65
参考資料	66

第1章 環境基本計画とは

1. 計画策定の背景

本市は、南吉童話にも描かれた美しい里山や海・川に代表される豊かな自然を背景に、醸造等の伝統産業、重要港湾に指定されている衣浦港を拠点とした製造業等を中心に発展し、固有の文化と歴史を育んできました。産業・経済の発展に伴い人口は、昭和40年代頃から始められた土地区画整理事業による安定した宅地の供給や、市街地における高層共同住宅の建設、臨海地帯に進出した企業や中部国際空港関連の従業者の定住化等により増加してきましたが、平成22（2010）年度にピークを迎えて横ばい状況にあり、今後は減少する傾向になると見込まれます。

本市では、公害発生源の規制を主としていた公害防止条例に環境に関する新たな課題を盛り込んだうえで、他の環境保全等に関する条例を整理・統合した「半田市環境保全条例」を平成19（2007）年3月に制定しました。平成21（2009）年度には半田市環境保全条例に基づき「半田市環境基本計画」を策定し、さらに平成26（2014）年度には計画の改訂を行いました。

計画改訂から7年が経過し、環境を取り巻く問題は大きく変化するとともに、ますます複雑・多様化しており、海洋プラスチックごみ問題や食品ロスの削減等、新たな課題への対応も求められています。さらに近年、気候変動に関する国際枠組条約であるパリ協定の採択等、脱炭素社会への移行が大きな課題となっており、本市においても2050年CO₂排出量実質ゼロに挑戦する「ゼロカーボンシティ」への表明を令和2（2020）年に行いました。本市においても、環境・経済・社会のそれぞれの課題に対し、統合的に対応することを目指す必要があります。

このような中、「半田市環境基本計画」に掲げた目標年次を迎えるに当たり、本市を取り巻く課題や社会情勢に対応した総合的な取り組みの検討が必要となっていました。

以上のことから、半田の地域資源や市民・事業者の力を活かし、環境・経済・社会の3側面の統合的向上により、地域の環境向上と持続可能なまちの実現を目指すとともに、ゼロカーボンシティに向けたスタートの10年となる「第2次半田市環境基本計画」を策定しました。

新たな計画である「第2次半田市環境基本計画」では、今後10年間で目指す環境の将来像を「環境を守り 未来へつなぐ脱炭素のまち・はんだ」と定め、これまで環境行政を推進してきました。5つの柱と11の方針を中心に取り組みを進め、一部の方針では、計画策定時に掲げた中間目標値を上回る成果が出ています。本計画の改訂に際しては現計画の中間評価や取り組みの進捗状況を踏まえ、社会情勢の変化等を反映させつつも、内容の修正は必要最小限にとどめ、より実行力のある内容となることを前提に改訂し、後期計画として策定するものとします。

「ゼロカーボンシティ 2050 はんだ」への挑戦

～2050 年に向けて、取り組むこと～

私たちの暮らしは、昔に比べ便利で快適なものになりました。しかし、それは同時に地球温暖化という大きな環境問題をもたらしました。止まらぬ温暖化による豪雨や猛暑等による被害が各地で頻発し、もはや気候変動ではなく気候危機という状況にあります。

地球温暖化対策は、世界が一つとなり同じ目標に向かって取り組むことが重要であり、平成 27（2015）年に合意されたパリ協定では、「平均気温上昇の幅を 2℃未満とする」目標が国際的に広く共有されました。また、平成 30（2018）年に公表された IPCC（国連の気候変動に関する政府間パネル）特別報告書では、『気温上昇を 2℃よりリスクの低い 1.5℃に抑えるためには、2050 年頃までに二酸化炭素（CO₂）の実質排出量をゼロにする必要がある』と示されており、ゼロカーボンへの取り組みは喫緊の課題です。

この目標達成に向け、地方公共団体、民間企業、NGO 等のノン・ステート・アクターによる脱炭素社会に向けた取り組みが急速に広がっています。令和元（2019）年 12 月には、小泉環境大臣から地方公共団体での取り組みの重要性が示されました。今まさに、私たち一人ひとりが地球規模の問題を地域レベルで捉え、地球温暖化対策に取り組むことが求められています。

こうした国内外の脱炭素社会を目指す機運の高まりを受け、本市でもより一層市民・事業者とともに脱炭素社会に向けて取り組みを進めていくという決意から、SDGs 施策の柱として、2050 年までに CO₂ 排出量実質ゼロにすることを目指す、「ゼロカーボンシティ」を令和 2（2020）年 2 月 20 日に表明しました。

この野心的な目標に向けて取り組んでいくために、政府は令和 3（2021）年 3 月には地球温暖化対策の推進に関する法律を改正し、2050 年カーボンニュートラルを法的に位置づけるとともに、同年 4 月には「温室効果ガスを 2013 年度から 46%削減、さらに 50%の高みに向けて挑戦を続ける」と従来の目標を更に上回る目標を打ち立て、同年 10 月には新たな地球温暖化対策計画を策定しました。

本市は、これまでも太陽光やバイオマス等の再生可能エネルギーの普及啓発を進めてきましたが、CO₂ 排出量をゼロにするというのは容易ではありません。まずは、省エネの徹底等、身の回りのできるところから、一人でも多くの方が環境への関心を持ち、全市的な動きを作ることが重要です。一人ひとりの生活様式や意識の変化が、将来の世代に豊かな自然環境と良好な環境を引き継ぐために大切になります。さらに、地域特性を活かし、生ごみや食品廃棄物、畜産ふん尿等を活用したバイオガス発電施設による地産地消型の電力供給や、市内の木質バイオマス発電のエネルギー利用等、再生可能エネルギーの活用により、ライフサイクルにおける温室効果ガス排出量ゼロをめざします。

2. 計画の基本的事項

1) 計画の目的と位置づけ

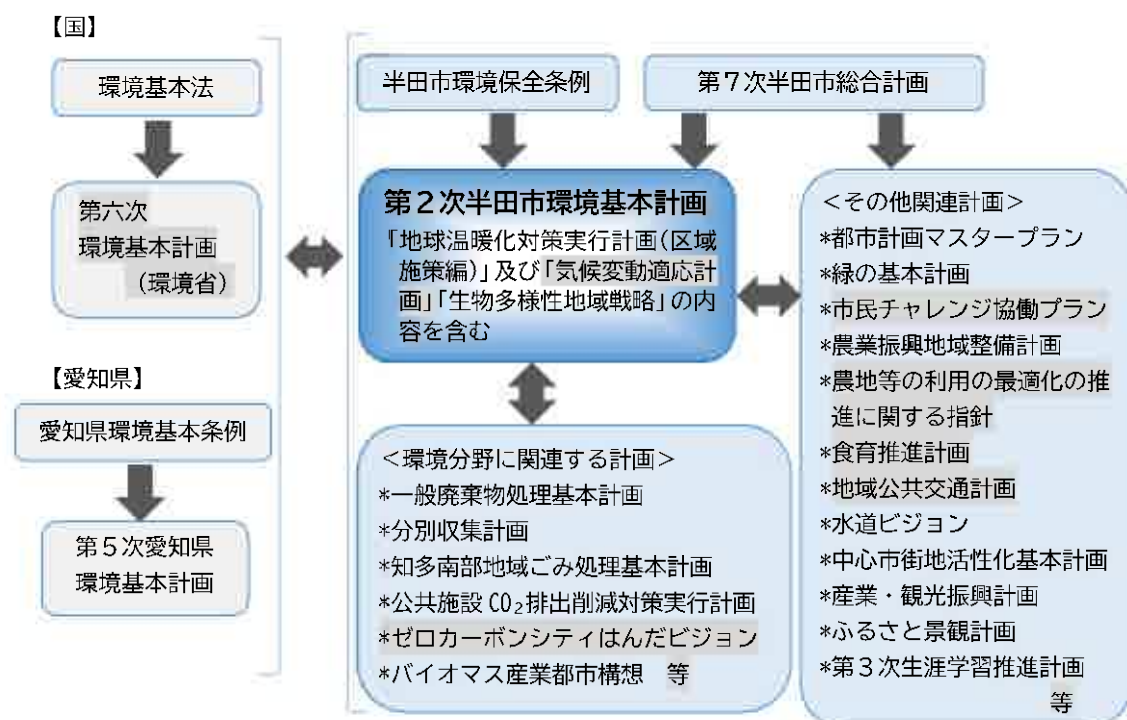
第2次半田市環境基本計画は、「半田市環境保全条例」に基づき、生活環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための計画で、次のような役割を果たします。

- ① 生活環境の保全に関する長期的な目標及び総合的な施策の大綱を明らかにします。
- ② 生活環境の保全に関連する施策の整理・検討を行い、総合的・計画的な推進を図るために必要な事項を明らかにします。
- ③ 半田市環境保全条例で定められた市・事業者・市民それぞれの責務に関する目標や具体的な取り組み等を明らかにします。
- ④ 生活環境の保全に関連する諸施策の実施状況や到達水準を明らかにする等、環境基本計画の進行管理の体系を示します。

本計画は、第7次半田市総合計画に基づき策定するとともに、他の計画との整合性を図るものとします。

また、地球温暖化対策の推進に関する法律第19条に基づく「地球温暖化対策実行計画(区域施策編)」及び気候変動適応法第12条に基づく「地域気候変動適応計画」、生物多様性基本法第13条に基づく「生物多様性地域戦略」の内容を含むものとします。

■他の計画や施策等との関係



2) 市民・事業者・行政の基本的役割

本計画に掲げた基本理念や目標を達成するためには、市民・事業者・行政それぞれが計画の推進主体となります。各主体は、次のような役割を担うとともに、すべての主体が協働して取り組む必要があります。

市民 の役割	・日常生活と環境との関わりについての理解を深める ・一人ひとりの実践・行動の積み重ねが不可欠であると自覚し行動する ・今までのライフスタイルを見つめ直し、主体的に考え、自ら環境負荷の低減に努める ・地域社会の一員として、身近な自然や歴史的・文化的資源を大切にする ・地域の環境保全活動や環境学習などへ積極的に参加する ・市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力する
事業者 の役割	・製造、輸送、販売、廃棄等、事業活動が環境に負荷を与えていることを再認識する ・企業の社会的責務の一つとして、環境保全に向けた体制整備や社員教育を進める ・持続可能な消費と生産を促進し、環境配慮経営を行う ・企業の成長とともに、循環型都市の発展に貢献する ・地域社会の一員として、良好な地域環境づくりに積極的に参加する ・市民や事業者同士が連携・協力して環境保全に取り組む ・市が実施する環境の保全及び創造に関する施策に積極的に協力する
行政 の役割	・計画に記載された事業の適切な進行管理と必要に応じた柔軟な見直しを行う ・施策の構想、計画、実施の各段階で環境への配慮を盛り込み、計画目標の達成を目指す ・積極的に情報発信・呼びかけを行い、環境保全及び創造に関する市民・事業者のきっかけづくり、意識高揚に努める ・推進主体となる市民・事業者等とのパートナーシップを形成し、環境保全のため取り組む ・一事業者として、自らの事務事業を遂行するうえで、率先して環境負荷の低減を図る

3) 計画の対象と期間

① 計画の対象

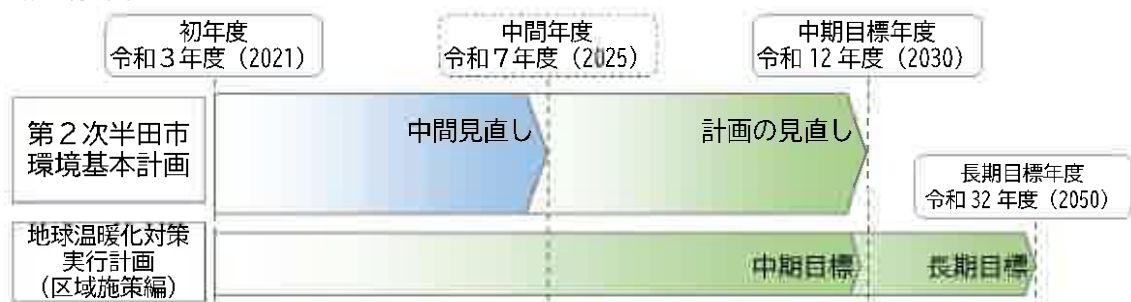
対象地域は、本市全域とします。

対象とする環境の範囲は、地球環境、廃棄物・リサイクル、自然環境、生活環境・快適環境に関連する項目とします。

② 計画の期間

本計画の期間は、令和3（2021）年度を初年度として、令和12（2030）年度を目標年度とする10年間です。中間年度である令和7（2025）年度に社会情勢や計画の進捗状況等を踏まえて計画の見直しを行います。

また、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）における温室効果ガス削減目標については、計画の目標年度である令和12（2030）年度を中期目標年度、令和32（2050）年度を長期目標年度とします。



3. 計画前期の取組状況と評価

第2次半田市環境基本計画では、5つの柱と11の方針により環境施策を推進しています。本改訂にあたっては、現行計画の中間評価を実施しました。評価は、まず担当課による「庁内評価」を行い、その結果を参考に半田市環境基本計画策定委員会で議論を重ね、「市民評価」を取りまとめ、総括的な評価として整理しました。

「庁内評価」では、各施策に設定した指標（目標値）と現状値の比較に加え、令和3年度から令和6年度までの事業の実施内容や進捗状況を踏まえ、担当課が4段階で成果指標の達成度を評価しました。

「市民評価」では、行政職員を除く委員12名により、令和3年度から令和6年度までの基本計画における5つの柱ごとに、施策の進捗状況や各指標の推移を参考に4段階評価を実施しました。併せて、各施策の到達点や課題を整理し、環境基本計画改訂に向けた中間評価を行いました。

◎市民評価の評価基準

説明	良好	概ね良好	改善・見直しの必要あり	改善・見直しを行い一層の努力が必要
達成度	AA	A	B	C

柱1 ゼロカーボン社会

○脱炭素への意識の高まりにより、CO₂排出量は減少傾向にあります。家庭部門では、家電製品の省エネ性能向上や再生可能エネルギー活用への意識の高まりにより減少傾向です。また、光熱水費の高騰や節電意識の高まりを背景に、環境配慮型住宅用設備の助成件数も年々増加しています。業務部門でも、在宅ワーク等、働き方の多様化が進む中、省エネ意識等の高まりもあり減少傾向が見られます。

○公共施設におけるCO₂排出量は、照明のLED化やCO₂フリー電力の導入、国の交付金を活用した太陽光発電設備導入、公用車への次世代自動車導入により、計画的に削減が進んでいます。



LED化された施設



屋上太陽光パネル

◆指標・目標の達成状況

指標名		前期分の推移				目標値 (R7)	目標値 (R12)	中間 評価
		R3	R4	R5	R6			
CO ₂ 排出量 (千t-CO ₂)	総排出量	1,068	1,069	1,073	1,102	1,077	976	A
	うち 家庭部門	136	135	130	132	119	95	B
	うち 業務部門	151	132	155	141	146	114	AA
半田市役所におけるCO ₂ 総排出量 (t-CO ₂)		7,825	7,621	7,103	7,014	6,747	5,013	A
公共施設での太陽光発電の導入 (最大発電電力 累計数:kw)		1,080	1,080	1,100	1,240	1,140	1,260	AA
環境配慮型住宅用設備の導入件数 (助成利用 累計数:件)		-	96	117 (213)	125 (338)	240	540	AA

柱2 資源循環社会

○令和3年度から開始した家庭系ごみ有料化制度に加え、資源回収場所の増設や資源対象品目の拡大により、ごみの資源化が進みました。家庭系ごみ量は、市民のごみ減量意識も向上したことで大幅なごみ減量を達成することができています。

○事業系ごみの分別方法や資源化の啓発に努めたことで、意識の向上が図られたほか、法規制、技術革新、経済的要因等も重なり、家庭系ごみと同様に事業系ごみも減量されています。

◆指標・目標の達成状況

指標名		前期分の推移				目標値 (R7)	目標値 (R12)	中間 評価
		R3	R4	R5	R6			
市民1人1日当たりのごみ排出量 (g/人・日)	総ごみ量	817	791	756	749	890	860	AA
	家庭系ごみ量	468	460	440	433	510	450	AA

柱3 自然共生社会

○「緑の基本計画」に基づき、計画的な緑ある公園整備を進めるとともに、緑化啓発イベントの開催や緑化助成制度の周知を行いました。その結果、有脇ふれあい公園を整備したことにより、1人当たりの公園・緑地面積は増加傾向にあります。

○地域の特性を活かした自然環境が確保されていると思う市民の割合は一定水準を維持しており、自然環境が維持されています。水生生物調査では、捕獲方法や調査地点に制約があるため、調査方法を一定に保つことが難しく、データにばらつきが見られるものの、各地点では概ね同じ種の生物が確認されています。

○耕作放棄地の面積は令和5年度に調査方法が変更となったことにより、大幅に増加しています。一方で、耕作放棄地解消の実績も一部出てきています。



有脇ふれあい公園



水生生物調査

◆指標・目標の達成状況

指標名		前期分の推移				目標値 (R7)	目標値 (R12)	中間 評価
		R3	R4	R5	R6			
1人当たりの公園・緑地面積 (㎡/人)		8.6	8.9	8.9	8.9	8.7	9.0	AA
地域の特性を活かした自然環境が確保されていると思う市民の割合 (%)		-	43.1	41.5	39.5	50.0	60	B
水生生物調査で確認された在来種の種類 (種)	河川	11	-	26	-	24	24	AA
	ため池	-	16	-	8	19	19	B
耕作放棄地の面積 (ha)		29.0	29.9	41.4	45.6	31.8	38	C

柱4 安心・快適社会

○大気や水質などに関する不安のない生活環境が保全されていると思う市民の割合は一定水準を維持していますが、目標値達成に向けての数値改善には至っていません。

○光化学オキシダントを除く大気物質に関しては、改善が進み目標を達成できています。愛知県では自動車産業が盛んであることや交通量が多いこともあり、光化学オキシダントの目標達成は難しい状況にあります。

○河川の BOD は環境基準値内（基準値が設定されているのは阿久比川のみ、他の河川は参考値。）を継続して維持しており、少しずつ減少傾向にあります。河川の水質改善は着実に進んでいます。しかしながら、矢勝川については水質汚濁の原因が十分に改善されていないため、水質悪化の傾向が続いています。

○下水道接続率は職員による積極的な戸別訪問や普及促進の実施により、順調に向上させることができています。

◆指標・目標の達成状況

指標名		前期分の推移				目標値 (R7)	目標値 (R12)	中間 評価
		R3	R4	R5	R6			
大気や水質などに関する不安のない生活環境が保全されていると思う市民の割合（％）		-	44.6	41.0	42.9	50	60	B
大気汚染に係る環境基準達成率（％）	二酸化硫黄	100	100	100	100	100	100	A
	二酸化窒素	100	100	100	100	100	100	A
	浮遊粒子状物質	100	100	100	100	100	100	A
	光化学オキシダント	0	0	0	0	100	100	C
	ダイオキシン類	100	100	100	100	100	100	A
河川 BOD (mg/L)	十ヶ川	1.9	1.8	1.8	1.7	現状維持	現状維持	AA
	阿久比川	2.7	2.8	2.9	2.6	現状維持	現状維持	AA
	神戸川	3.1	3.7	3.1	2.9	現状維持	現状維持	AA
	稗田川	5.1	5.0	4.4	3.7	5.0	5.0	AA
	矢勝川	13.9	16.0	16.2	18.0	7.0	5.0	C
下水道接続率（％）		87.6	88.1	88.6	89.2	89.0	95.6	AA

柱5 協働

○環境学習イベントは、学校や保育園を対象とした出前講座や市主催イベントといった公共の取り組みに加え、市民団体が主催するイベント等、民間による活動も増加しています。市全体で環境への関心が高まっており、環境学習イベントの参加者数は維持されています。

○地球温暖化防止や土地環境、生態系の保護等、様々な環境保全活動が市民団体・事業者・行政によって行われています。環境保全活動への参加機会が増加するとともに、市民の環境意識の高まりも相まって、環境保全活動に参加したことがある市民の割合は増加傾向にあります。

○広報については、市報やチラシ等の紙媒体に加え、SNS を活用した募集を強化したことによ

り、ホームページへの誘導が進み、ホームページ（自然体験・観察会）アクセス件数を増やすことができます。



水辺の生き物教室（小学校）



水辺クリーン・アップ大作戦

◆指標・目標の達成状況

指標名	前期分の推移				目標値 (R7)	目標値 (R12)	中間 評価
	R3	R4	R5	R6			
環境学習イベントの参加者数（人）	1,199	634	1,127	1,126	1,500	1,800	B
環境保全活動に参加したことがある市民の割合（％）	—	—	—	61.8	65.0	70.0	B
ホームページ（自然体験・観察会）アクセス件数（件）	756	1,549	2,000	2,101	480	720	AA

中間評価を受けての目標値の再設定

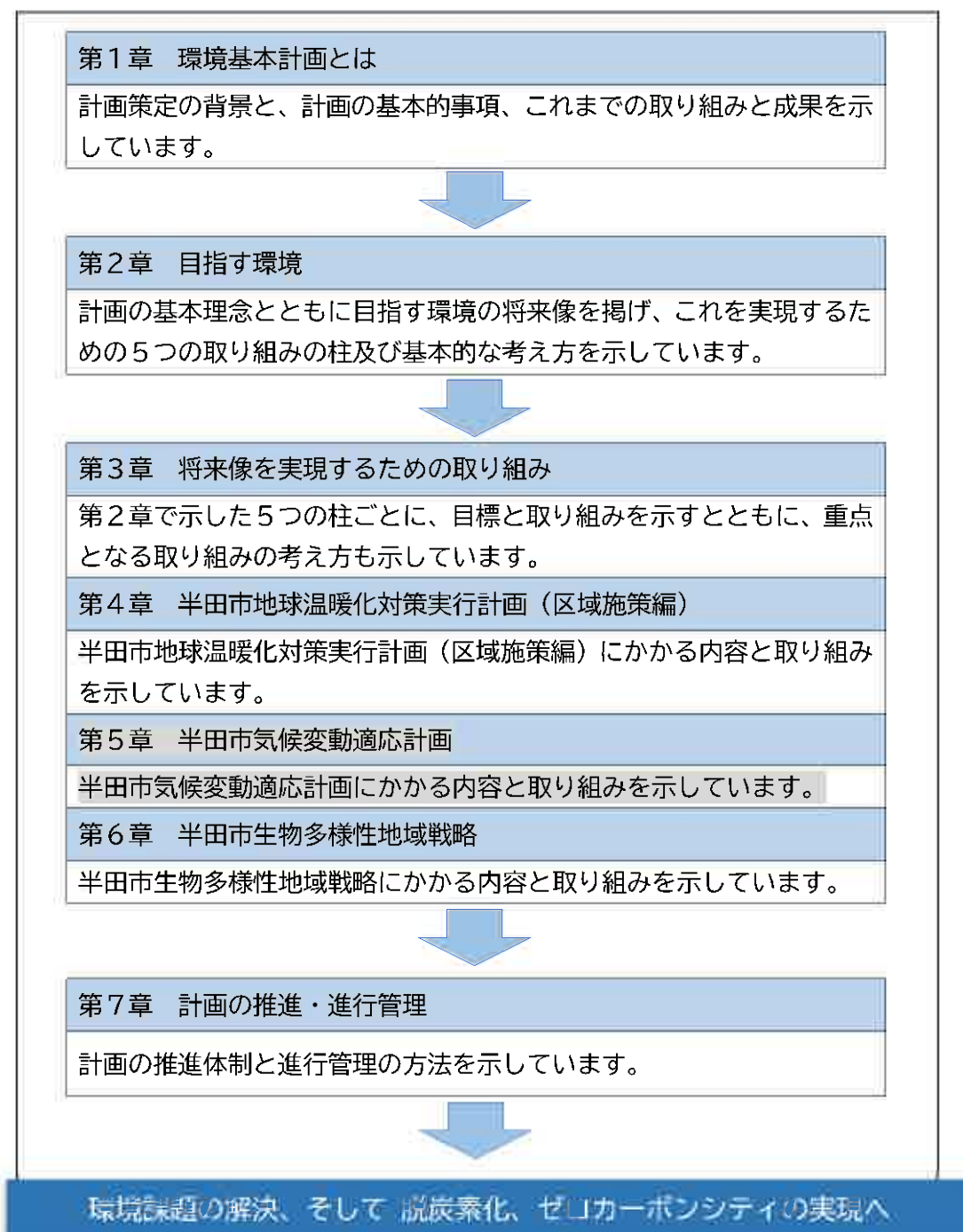
これまでの達成状況や国・愛知県の目標値変更を踏まえ、第2次半田市環境基本計画 後期計画の一部指標における目標値を以下のとおり再設定します。新たな目標値については、環境基本計画策定委員会の承認を受けた上で再設定しました。

指標名			R6 中間値	【変更後】 R12 目標値	目標値変更理由
柱1	CO ₂ 排出量 (千 t-CO ₂)	総排出量	1,102	660 (976)	CO ₂ 排出量の国の 2030 年度目標値が『2013 年度比 50%削減』に修正されたことに伴い、本市の目標値を上方修正するもの。 (変更前：26%削減)
		うち 家庭部門	132	37 (95)	
		うち 業務部門	141	67 (114)	
	半田市役所におけるCO ₂ 総排出量 (t-CO ₂)		7,014	4,963 (5,013)	半田市公共施設 CO ₂ 排出削減対策実行計画の中間見直しにおいて再設定した目標値『2013 年度比 50%削減』に上方修正するもの。 (変更前：49.5%削減)
	公共施設での太陽光発電の導入 (最大発電電力 累計数:kw)		1,240	4,690 (1,260)	目標値達成見込のため上方修正するもの。
	環境配慮型住宅用設備の導入件数 (助成利用 累計数:件)		338	1,088 (540)	
柱2	市民1人1日当たりのごみ排出量 (g/人・日)	総ごみ量	749	710 (860)	目標値達成のため上方修正するもの。
		家庭系ごみ量	433	410 (450)	
柱5	ホームページ（自然体験・観察会）アクセス件数（件）		2,101	3,100	※下段（ ）内は変更前の目標値です

4. 計画の構成

本計画の構成は以下のとおりです。

■第2次半田市環境基本計画 後期計画の構成



第2章 目指す環境

1. 計画の基本理念

私たちの暮らしや産業活動に伴って発生する環境問題は、地域や地球の将来にとって重要な課題となっています。環境を取り巻く状況は近年大きく変化し続けており、気候変動への適応、海洋プラスチックごみ問題や食品ロスの削減等、新たな課題への対応にも取り組む必要があります。特に地球規模の温暖化は世界共通の問題として、世界が脱炭素化に向けた大きな一歩を踏み出しており、本市も「2050年ゼロカーボンシティ」を表明し、市民・事業者・行政が一体となってCO₂排出量実質ゼロに挑戦します。

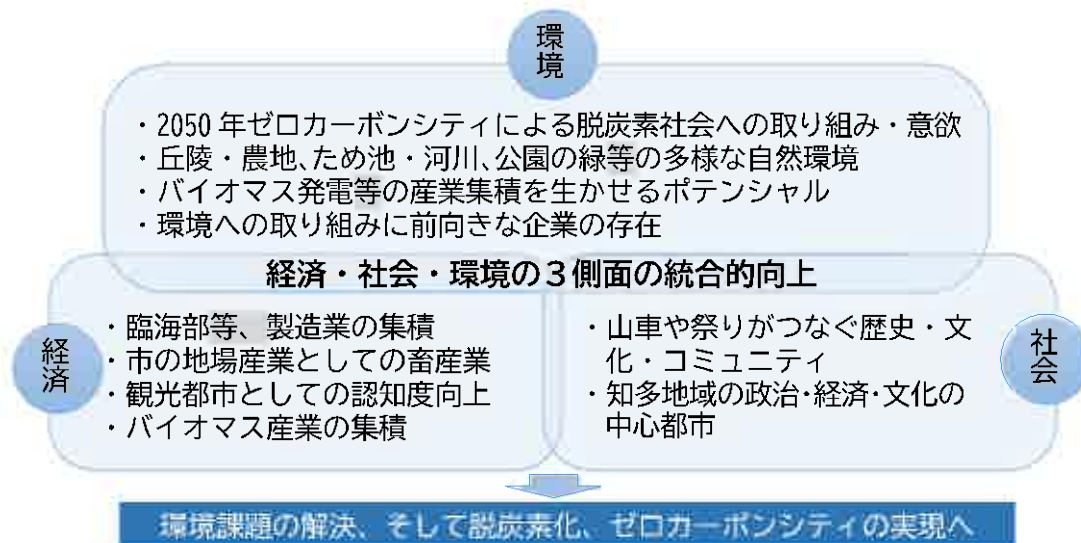
また、快適な市民生活を維持し、本市の自然や良好な環境を将来にわたって継承していくことは、次世代に対する私たちの責務です。「公害なく安心して暮らせるまち」の実現に向けて、良好な大気・水環境等の確保による地域環境の保全に取り組むとともに、本市の豊かな自然を守っていきます。

国連においては、すべての国、あらゆる主体が持続可能な社会の実現のために、令和12(2030)年を目標として取り組むSDGs（持続可能な開発目標）を定めました。SDGsには、17のゴールが設定されています。SDGsの考え方をもとに、地域資源や市民・事業者の力を活かし、市民・事業者・行政それぞれが、環境について考え、行動するとともに、3者が協働して、環境・経済・社会の3側面を向上させる環境に配慮した持続可能なまちの実現に向けて、挑戦し続けます。

本計画では、このような問題意識のもとに、次の3項目を基本理念として掲げます。

1. 自ら進んで環境への負荷を低減し、地球温暖化に向き合い「ゼロカーボンシティ 2050 はんだ」の実現をめざします。
2. 「公害なく安心して暮らせるまち」をめざして、継続的に取り組みを展開するとともに、豊かな自然を守り育てます。
3. 市民・事業者・行政がそれぞれの責務を果たすとともに、協働により、環境に配慮した持続可能なまちの実現に果敢に挑戦し続けます。

本市の「環境・経済・社会」の特色・強みと環境・経済・社会の3側面向上のイメージ



コラム

SDGs（持続可能な開発目標）

SDGs（Sustainable Development Goals）は、平成27（2015）年の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に記載された2030年までの国際目標です。17の目標と169のターゲットで構成され、社会・経済・環境の様々な課題などに総合的に取り組むことにより、「誰一人取り残さない」持続可能で多様性と包摂性のある社会の実現をめざしています。

国の「第五次環境基本計画」（平成30（2018）年4月閣議決定）においても、環境・経済・社会の課題は相互に密接に関連しており、複雑化してきているとしたうえで、地球規模の環境の危機を踏まえ、その解決に向かうためには、「SDGsの考え方も活用し、複数の課題を統合的に解決していくことが重要」としており、環境分野の大きな原則としてSDGsの考え方が組み込まれています。



出典：国際連合広報センター

2. 目指す環境の将来像

基本理念を踏まえ、第2次半田市環境基本計画の10年間で目指す環境の将来像を定めます。

環境を守り 未来へつなぐ脱炭素のまち・はんだ

私たちのまち半田は、山車、蔵、赤レンガなど歴史的・文化的資源が数多く存在するまちであり、南吉童話にも描かれた美しい里山や海・川に代表される豊かな自然環境を有するまちでもあります。これらの地域資源は本市の環境を支えるものであり、それは学ぶべき先人たちの情熱と挑戦する心（＝チャレンジ精神）から生まれたものです。

産業面では、酒や酢、味噌などの醸造業や知多牛に代表される肉牛や乳用牛などの畜産業、自動車関連産業や航空宇宙産業などをはじめとする衣浦臨海工業地帯の製造業などが地域経済を支え、近年は木質バイオマス発電施設が複数立地するなどの動きもあり、今後も環境保全と地域経済との統合的な発展や活性化が必要です。

上位計画である第7次半田市総合計画においては、将来の都市像を「チャレンジあふれる都市・はんだ」として今後10年間を歩みます。

市民の誰もが安心して快適に暮らすことができ、豊かな自然と共生した持続可能なまちをめざし、市民・事業者・行政が協働し、環境に配慮した取り組みを積極的に推進するとともに、かけがえのない地球を守るため、地球温暖化対策に果敢に取り組み「ゼロカーボンシティ 2050 はんだ」に向けて第一歩を踏み出します。

3. 実現に向けた取り組みの5つの柱

本計画の基本理念のもと、目指す環境の将来像を実現するため、5つの取り組みの柱を定めます。柱5「協働」は、他の4つの柱に共通し、基盤となるものです。

柱1 ゼロカーボン社会

省エネルギー推進や再生可能エネルギー利用拡大等により、温室効果ガスの大幅な排出削減を図るとともに、気候変動への適応を進め、脱炭素化を通じてゼロカーボン社会の実現をめざします。

柱2 資源循環社会

大量生産・大量消費・大量廃棄の仕組みを見直し、リデュース・リユース・リサイクルの3Rと廃棄物の適正処理により環境への負荷を低減し、資源循環社会づくりを進めます。

柱3 自然共生社会

公園や水辺等、身近な自然に親しみふれあえる場を創出するとともに、河川・ため池・農地等の自然環境を保全し、生物多様性の保全と生態系の適正な維持を図り、自然共生社会づくりを進めます。

柱4 安心・快適社会

公害防止の徹底や、悪臭等のないきれいで良好な生活環境の維持・保全を図るとともに、半田らしい良好な景観の保全・形成を進め、安心・快適社会づくりを進めます。

柱5 協働

市民一人ひとりが環境学習を通じて環境への理解を深めるとともに、市民・事業者・行政のすべてが主体的に環境保全活動に取り組み、ふるさとの環境をみんなで守り育てます。

第3章 将来像を実現するための取り組み

1. 施策の体系

本計画においては、環境の将来像を実現するため、5つの柱と11の方針に基づき、取り組みます。そのため、市民・事業者・行政それぞれの責務としての役割を明確に示したうえで、3者による協働の取り組みにより効果的に推進します。



2. 重点となる取り組み

1) 重点となる取り組みの役割と視点

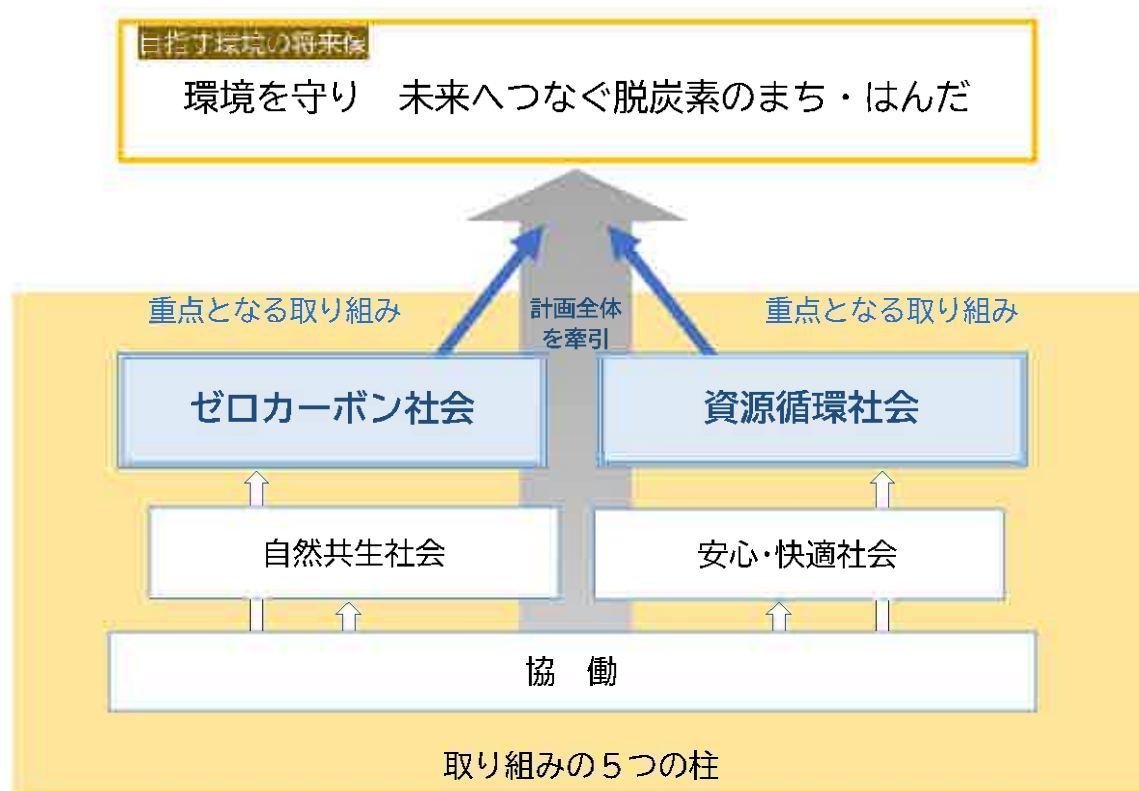
本市が目指す将来像と目標を実現していくためには、SDGs の考え方から、複数の課題を統合的に解決し、環境面だけでなく社会面や経済面もあわせた統合的な向上をめざしていくことが求められます。またそのためには、様々な主体の連携や協働により、全市一体となった取り組みを推進していく必要があります。

本計画では基本理念の下に5つの柱を掲げ、総合的な施策を展開していきますが、より重要度が高く優先的に取り組むべき内容を「重点となる取り組み」として位置づけます。

【重点となる取り組みの視点】

- 本市の現状や社会的な動向から、早急かつ優先的に進めるべき取り組み
- 他の取り組みへの波及効果が高く、計画全体を牽引する取り組み
- 環境面だけでなく、経済面や社会面の課題の解決にも寄与できる取り組み
- 市民・事業者・行政の協働によって、一層の成果が得られる取り組み

以上の視点をもとに、5つの柱のうち、「ゼロカーボン社会」と「資源循環社会」の2つの柱について、本市において特に重点的な取り組みとして位置づけます。



2) 重点となる取り組みによって想定される効果

重点となる取り組みを進めることで、環境・経済・社会の統合的な向上が期待できます。取り組みによる主な効果は以下のとおりです。

ゼロカーボン社会	
環境面	・ 温室効果ガスが削減され、地球温暖化が緩和されます。 ・ 市民や事業者にも、環境配慮の意識向上と行動が広がります。 ・ 地域の未利用バイオマス資源を活用することで、地域での資源循環が進みます。
経済面	・ 省エネにより家計や事業経営のコスト節減につながります。 ・ 省エネ機器や再生可能エネルギー設備の導入に伴い、市内での消費が増えます。 ・ エネルギーの地産地消の事業化に伴い、地域でお金が回り雇用が創出されます。 ・ 省エネや再生可能エネルギー等の環境ビジネスが活性化します。 ・ 環境配慮や脱炭素化に取り組む企業として、企業価値が向上します。
社会面	・ 自立したエネルギーシステムとして、災害時に再生可能エネルギーを活用することができます。 ・ 全市一体で共通課題としての脱炭素化に取り組むことで、市民・事業者・行政の協働の仕組みとつながりが生まれます。 ・ デコ活や省エネの一環として、車の利用を抑制して徒歩や自転車、公共交通機関を利用することで健康増進につながります。
資源循環社会	
環境面	・ ごみ焼却量削減等により温室効果ガスが抑制され、地球温暖化が緩和されます。 ・ プラスチック散乱による海洋等の生態系への影響が軽減されます。 ・ ポイ捨てが減少し、地域の環境美化や景観向上につながります。 ・ 市民や事業者にも、環境配慮の意識向上と行動が広がります。
経済面	・ 事業所のごみ処理コストが節減されます。 ・ エネルギーの地産地消の事業化に伴い、地域でお金が回り雇用が創出されます。 ・ 代替プラスチック製品開発等、新しい技術開発につながります。 ・ 環境配慮に取り組む企業として、企業価値が向上します。
社会面	・ フードドライブによる生活支援等、福祉面でのサポートが進みます。 ・ 様々な活動を通して、地域のコミュニティが形成されます。

3. 取り組みの5つの柱

柱1

ゼロカーボン社会



◆現状と課題

● 「ゼロカーボンシティ2050はんだ」へのチャレンジ

- ・パリ協定等、世界的動向として脱炭素社会への転換が求められており、本市においても国が掲げる「2030年度に2013年度比で温室効果ガス排出量46%削減、さらに50%の高みに向けて挑戦する」という削減目標を踏まえ、令和12(2030)年度までに平成25(2013)年度比で50%削減することを目指します。
- ・「2050年ゼロカーボンシティ」の実現に向けては、本市におけるCO₂排出量の半分以上を占める事業者からの削減を着実に推進することが不可欠ですが、同時に家庭部門や業務部門からの削減にも積極的に取り組み、脱炭素型の暮らしやライフスタイルの変革を進めていく必要があります。
- ・市民意識調査においては、地球温暖化対策の重要性が十分に認識されていることがわかりました。さらに「2050年ゼロカーボンシティ」の実現に向けた本市の姿勢を市民や事業者にわかりやすく伝えることで十分な理解を促すとともに、それぞれができる地球温暖化対策の啓発と、効果の見える化、取り組み推進のための施策の充実が必要です。

● 市内で高まる再生可能エネルギーのポテンシャル

- ・本市には2か所の大型木質バイオマス発電施設が立地・稼働し、再生可能エネルギーを創り出しています。また、令和3(2021)年には新たに生ごみや食品廃棄物、畜産ふん尿等によるバイオガス発電施設が稼働を開始し、ますます再生可能エネルギーの利用可能性が高まっています。温室効果ガスの大幅削減に向けて、市内で創られたエネルギーを市内で使う「エネルギーの地産地消」が進んでいます。

● 「気候変動への適応」の必要性

- ・大雨等の異常気象や自然災害の増加等、気候変動による影響が顕在化していることに対して、温室効果ガスの削減と同時に、農業や防災減災、健康面での対策等、気候変動への適応を進めていくことが求められています。

◆施策の進捗を見る指標・目標

指標名		基準値 (R1)	中間値 (R6)	目標値 (R12)
CO ₂ 排出量	総排出量	1,167千t-CO ₂ (H29)	1,102千t-CO ₂ (R4)	660千t-CO ₂
	うち家庭部門	159千t-CO ₂ (H29)	132千t-CO ₂ (R4)	37千t-CO ₂
	うち業務部門	187千t-CO ₂ (H29)	141千t-CO ₂ (R4)	67千t-CO ₂
半田市役所におけるCO ₂ 総排出量		8,177t-CO ₂	7,014t-CO ₂ (R5)	4,963t-CO ₂
公共施設での太陽光発電の導入(最大発電電力)		1,080kW	1,240kW	4,690kW
住宅用地球温暖化対策設備の導入件数(累計)		—	338件	1,088件

1-1 脱炭素社会へ移行する



ゼロカーボンシティの実現に向けたスタートの10年とするため、国の動向を踏まえ、家庭や事業所での取り組みや、移動時の脱炭素化を進めるとともに、再生可能エネルギーの活用により、エネルギーの地産地消に取り組みます。また、それらの市全体の環境配慮行動を牽引していくため、市が率先した行動を示し、脱炭素社会への移行をめざします。

◆市が取り組むこと

施策の方向性	主な施策	内容
ゼロカーボンシティを目指す第一歩を踏み出します	「ゼロカーボンシティ 2050 はんだ」ビジョンの広報・啓発	本市が目指すゼロカーボンシティの姿とそこに至る道筋、取り組み方針を示すために策定した「ゼロカーボンシティ 2050 はんだビジョン」を広く市民に広報します。
家庭の脱炭素化を進めます	住宅用地球温暖化対策設備の導入	住宅用地球温暖化対策設備の購入助成等により、太陽光発電設備やHEMS、蓄電池、ZEH等の導入を支援します。
	家庭部門CO ₂ 排出実態把握	家庭部門でのCO ₂ 削減を効果的に進めるため、本市独自の方法を含め、家庭部門の排出量を把握します。
	デコ活の推進	国のデコ活事業と連携し、イベント等での脱炭素型ライフスタイルに関する啓発活動を行います。
事業所等の脱炭素化を進めます	環境に配慮した事業活動の促進	脱炭素化に向けて、現在の環境保全協定の内容を見直すとともに、協定締結事業所や環境に配慮した取り組みを行う事業者の登録増加に努めます。
	中小事業者向け省エネ診断の受診促進	中小事業者向けの省エネ診断や節電診断を受診するよう啓発し、診断結果に基づく対策を支援します。
	省エネや再生可能エネルギー調達100%化の普及啓発	RE100や再エネ100宣言RE Actionの取り組みに対応したメニューをはじめ、省エネや再生可能エネルギーに関する各種情報や国等の支援事業に関する情報を提供します。
	CO ₂ ゼロチャレンジ企業の情報収集・発信	RE100や再エネ100宣言RE Actionに取り組もうとする企業やCO ₂ ゼロチャレンジ企業の情報を収集し、その取り組み内容を発信します。

施策の方向性	主な施策	内容
移動における脱炭素化を進めます	次世代自動車の導入促進と燃料充填設備の整備促進	電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHEV）、燃料電池自動車（FCV）等、次世代自動車の普及啓発や購入助成を行うとともに、充電スタンドや水素ステーションの設置を支援します。
	公共交通機関の利用促進	地域の実情に応じたバス路線やダイヤの改善、新たな移動手段の導入を実施し、利便性向上を図ります。
	環境に配慮した自動車利用の推進	公共交通や自転車、徒歩等、賢く使い分ける交通行動やエコドライブに関する情報提供や啓発を行います。
	JR 武豊線の鉄道高架化	JR 武豊線の鉄道高架化を進め、交通渋滞の緩和と円滑な交通を促進します。
再生可能エネルギーの最大限の活用に取り組みます	地域新電力事業の活用	エネルギーの地産地消、地域経済循環の促進をめざし、民間企業等と連携して、地域の再生可能エネルギーを活用した電力を調達し、市内公共施設や家庭等にその電力を供給・販売する地域新電力事業を活用します。
	地域バイオマスのエネルギー資源としての活用促進	半田市バイオマス産業都市構想で調査した未利用地域バイオマスの活用方法を検討し、再生可能エネルギーへの変換を研究します。
市（行政）が率先して脱炭素化の行動を示します	公共施設における CO ₂ 排出削減対策の推進	「半田市公共施設 CO ₂ 排出削減対策実行計画」に基づき、公共施設における CO ₂ 排出量の把握と削減対策を推進します。
	公共施設での再生可能エネルギーの利用促進	一般廃棄物最終処分場建設用地の他、小中学校や公民館等に、太陽光発電設備を導入します。
	公共施設における再生可能エネルギー調達 100%化の推進	市内公共施設における RE100 導入の可能性について調査・検討し、環境に配慮した地域のエネルギー調達等、再生可能エネルギーの利用を推進します。
	次世代自動車の導入促進と災害時の活用	公用車における次世代自動車（EV・PHEV・FCV）の導入促進を図るとともに、災害時の非常用電源として活用します。
	公共施設への緑のカーテン設置	公共施設へ緑のカーテンを設置し、冷房負荷の軽減と省エネの推進に努めます。また、市民や事業者への普及促進を図ります。

◆各主体が取り組むこと

市 民	・環境に配慮した家庭生活を実践します。 ・市が実施する家庭部門 CO₂実態調査に協力します。 ・2030 年代半ばを目途とするガソリン乗用車新車販売禁止を見据え、車を購入する際は、EV や FCV などの次世代自動車への乗り換えを検討します。 ・太陽光発電設備や太陽熱利用機器など、再生可能エネルギーの導入に努めます。
事業者	・市と環境保全協定の締結や環境に配慮した取り組みを行う事業者の登録に努めます。 ・環境報告書による情報公表や、市民との話し合いの場の設置等、事業活動に伴う情報提供を行います。 ・工場や事業所等における省資源や省エネルギー対策に取り組み、温室効果ガスの排出削減に取り組みます。 ・省エネルギー型製品の開発・製造、販売促進を行います。 ・再生可能エネルギーを活用したサービスの開発や導入を促進します。 ・エネルギー調達においては、契約時に環境配慮の視点もあわせて検討する等、再生可能エネルギーの活用に努めます。 ・2030 年代半ばを目途とするガソリン乗用車新車販売禁止を見据え、車を購入する際は、EV や FCV 等の次世代自動車への乗り換えを検討します。

【コラム】知っていますか？『公共施設での地球温暖化対策』

～半田市公共施設 CO₂排出削減対策実行計画～

半田市が『事業者』として行う活動から排出される温室効果ガスを削減するため、地球温暖化対策の推進に関する法律に基づき、『半田市公共施設 CO₂排出削減対策実行計画』を策定しています。本市ではこの計画に基づき、計画的に CO₂の排出削減を進め、これまでに公共施設の LED 化をはじめとする省エネ施策、次世代自動車の導入、CO₂フリー電力の購入や公共施設の屋上などを活用した太陽光発電設備の設置などを進めてきました。

令和 12(2030)年度までに、基準年度比 50%の削減を目指します。



公共施設 LED 化



次世代自動車導入



太陽光発電設備設置

◎公共施設から排出される CO₂を令和 12(2030)年度までに 50%削減します！

年 度	平成 25(2013)年度 基準年度	令和 5 (2023)年度 中間年度	令和 12(2030)年度 目標年度
CO ₂ 排出量	9,927t-CO ₂	7,014t-CO ₂	4,963t-CO ₂

1-2 気候変動に備える



持続可能なまちづくりを進めていくには、地球温暖化の影響をくい止め和らげる「緩和策」に加え、地球温暖化によって既に起こっている影響に適応する「適応策」も重要です。

気候変動への適応を推進するため、気候変動の影響と適応策について情報収集するとともに、多様な主体との連携により、農畜産業の暑熱対策や災害対策、熱中症対策等、本市に係りの深い分野の適応策に取り組み、気候変動に備えます。

◆市が取り組むこと

施策の方向性	主な施策	内容
多様な主体との連携により、気候変動適応策に取り組みます	気候変動への適応に関する情報収集	愛知県気候変動適応センターとの連携やポータルサイト等による情報を収集します。
	クーリングシェルターの設置	冷暖房設備のある公共施設や民間事業所を「クーリングシェルター」として指定し、危険な暑さに対する対策を行います。
	学校における熱中症対策	空調機器の使用や熱中症対策を講じた行事の開催方法等、必要な熱中症対策を講じ、児童・生徒の熱中症予防に努めます。
	公共施設への緑のカーテン設置【再掲】	公共施設へ緑のカーテンを設置し、冷房負荷の軽減と省エネの推進に努めます。また、市民や事業者への普及促進を図ります。
	適応策の情報提供・普及啓発	市民や事業者に対して、市ホームページや市報、イベント等を通して気候変動への適応についての情報提供や普及啓発を行います。

◆各主体が取り組むこと

市 民	・気候変動に伴い今後増加すると見込まれる自然災害に備えるため、家庭内での災害備蓄や、災害時の行動訓練の実施など、防災に関する準備に努めます。 ・熱中症対策として、暑さを避け、こまめな水分補給に努めます。高齢者や子どもなどの熱中症になりやすい人にも熱中症対策を行うよう、声をかけます。
事業者	・気候変動に伴い今後発生する自然災害に備え、事業所施設の安全性について確認し、必要な対策を進めます。 ・災害時に従業員等が適切な行動をとれるよう、定期的な訓練の実施や行動マニュアル作成に努めます。 ・従業員等の安全確保のため、熱中症対策に努めます。



◆現状と課題

● ごみ減量・資源リサイクルのさらなる推進

- ・本市の家庭系ごみ量は、令和3（2021）年度から開始した有料化以降、大きく減少しており、令和6（2024）年度の市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量は433gとなりました。当初に設定した令和7年度の間目標値である510gを達成しましたが、ごみの組成調査結果から、依然として生ごみの水切りが不十分であったり、資源の混入が多くみられている状況であり、更なるごみの減量化および資源化に取り組む必要があります。
- ・令和4（2022）年4月からのごみ処理施設の広域化に伴い、市民の資源排出機会拡大のため、名称をクリーンセンターからリサイクルセンターに変更し、常設の資源受け入れ施設となり、資源化を更に推進します。家庭系ごみをさらに減量していくためには、生ごみの削減や資源分別の徹底等が必要であり、市民への効果的でわかりやすい普及啓発が望まれます。
- ・「半田市バイオマス産業都市構想」として、生ごみや食品廃棄物、畜産ふん尿等を原料としたバイオガス発電によって発生した電気・熱・排ガス等を地域で利用する事業が令和3（2021）年度から始まりました。資源の地域内循環に向けて今後もより一層の推進が期待されています。

● 求められる海洋プラスチックごみ対策と食品ロス対策

- ・プラスチックごみによる海洋汚染が世界的に問題となっており、海に面する本市においても重要な課題として使い捨てプラスチックや散乱ごみの削減等に対応していくことが必要です。
- ・まだ食べられるのに廃棄される食品、いわゆる「食品ロス」が全国的に問題となっています。本市においても、大切な食べ物を無駄なく消費し、食品ロスを減らしていくことが求められています。

◆施策の進捗を見る指標・目標

指標名	基準値 (R1)	中間値 (R6)	目標値 (R12)
市民1人1日当たりのごみ排出量	936 g/人・日	749g/人・日	710 g/人・日
市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量	578 g/人・日	433g/人・日	410 g/人・日

2-1 3Rを推進する



資源の有効利用とCO₂削減をめざし、消費者としての使う責任と廃棄する責任を果たす循環型社会を構築するために、ごみの発生・排出抑制（リデュース）・製品等の再使用（リユース）・資源の再生利用（リサイクル）の3Rの取り組みを推進します。

◆市が取り組むこと

施策の方向性	主な施策	内容
家庭系ごみの減量化・資源化を促進します	家庭系ごみ減量化と資源分別の徹底	ごみの減量化とごみ処理費用の公平な負担を図るため、家庭系ごみの有料化を実施します。また、生ごみの水切りや資源の混入を抑制する啓発を行い、ごみの減量化と資源化を推進します。
	プラスチックごみ削減の啓発	プラスチックの過剰な使用の抑制と賢い利用について、愛知県と連携して普及啓発を行います。また、詰替製品やプラスチック代替製品の利用を促進します。
	食品ロスの削減の啓発	家庭からの食品ロスを減らすため、市民や事業者と連携したフードドライブを推進するとともに、3010運動や家庭での適切な食材管理等の普及啓発を行います。
	市民参加によるリユース・リサイクルの推進	リユースイベントを開催し、再利用可能な不用品を回収し、廉価販売を行うことで、市民のリユース意識の向上を目指します。
	資源化対象収集品目の拡大	リサイクルセンターを資源類回収の拠点として活用するとともに、新たな資源化対象品目の追加や家庭系生ごみのバイオガス発電への活用可能性等を検討します。
事業系ごみの減量化・資源化を促進します	事業系ごみ減量の啓発	事務所や中小事業所における分別の徹底等、ごみ減量化に向けた啓発を推進します。
	プラスチックごみ削減の啓発	プラスチックの過剰な使用の抑制と賢い利用について、愛知県と連携して普及啓発を行います。また、詰替製品やプラスチック代替製品の利用を促進します。
	食品ロスの削減の啓発	事業所からの食品ロスを減らすため、市民と連携したフードドライブを推進するとともに、3010運動の普及啓発を行います。
	バイオマス資源としての事業系一般廃棄物（厨芥類）の活用	半田市バイオマス産業都市構想に基づき、バイオガス発電事業の円滑な推進に向けた支援を行い、事業系一般廃棄物（厨芥類）をバイオマス資源として活用します。

◆各主体が取り組むこと

市 民	・ 不要なものは買わない、簡易包装や詰替製品を優先的に購入するなど、ごみの減量に取り組めます。 ・ 買い物の際のマイバッグ持参、使い捨てプラスチックの使用抑制などに取り組めます。 ・ 買い物や調理時の工夫により、食品ロスの削減に努めます。 ・ リサイクルバザーやフリーマーケット、リサイクルショップ、フリマアプリなどを利用し、製品の再使用に心がけます。 ・ ごみを分別して出す、地域の資源回収活動に協力するなど、ごみの減量と再資源化を推進します。 ・ 家庭から出る生ごみのバイオマス資源としての再利用に努めます。
事業者	・ 事業活動の見直し等により、事業所全体でのゼロエミッションをめざします。 ・ 繰り返し使える、または長く使える商品の開発、製造、販売に努めます。 ・ プラスチック製品の散乱防止と使用抑制に取り組めます。 ・ フードバンクや子ども食堂等を活用した余剰食品の有効活用について、多様な主体と連携・協力して食品ロス削減に貢献します。 ・ 事業系ごみの分別、生ごみのバイオマス資源としての再利用に努めます。

【コラム】知っていますか？リユースイベント『もったいないバザール』

～半田市では、家庭で不要になったリユース品の販売イベントを開催しています～

家庭で不要になったリユース品や未利用食品を持ち寄り、次に使ってくれる方へつなげる「もったいないバザール」を開催しています。

このイベントは、コロナ禍で一時的に中断していましたが、環境基本計画の総合的かつ実効的な推進を図るため、はんだ環境パートナーシップ会議からの提案を受け、復活しました。

各家庭からリユース品を集め、はんだ環境パートナーシップ会議委員の協力により整理・清掃を行い、必要とする方へ廉価販売します。販売品目は家具や雑貨類をはじめ、食器や衣料、本、子ども用品など多岐にわたります。

令和7年度には新たな取り組みとして、未利用食品を回収し、半田市社会福祉協議会に寄付することで、子ども食堂など支援が必要な方へお届けしました。



もったいないバザールの様子

令和7年10月25日（土）開催分

来場者数	約 200 人	持込件数	246 件
販売点数	1,789 点	持込点数	5,794 点
販売重量	1,197 kg	食品点数	70 点

2-2 廃棄物を適正に処理する



廃棄物を適正かつ効率的に処理し、環境負荷の低減を図るため、広域によるごみの適正処理の推進やごみ分別の啓発・指導、不法投棄防止対策等に取り組みます。

◆市が取り組むこと

施策の方向性	主な施策	内容
廃棄物を適正に処理します	ごみ分別の啓発・指導	ごみ分別の啓発や、不適正な分別に対する指導を強化します。
	不法投棄防止対策の強化	不法投棄防止看板や監視カメラの設置、パトロールや普及啓発等により、不法投棄を抑制します。
	広域ごみ処理施設における適正処理の推進	知多南部広域環境センターにおいて廃棄物を適正に処理します。
	一般廃棄物最終処分場の適正な維持管理	一般廃棄物最終処分場の維持管理を適正に行うとともに、ごみ減量により最終処分場の延命化を図ります。

◆各主体が取り組むこと

市 民	・ごみと資源の分別を徹底します。 ・看板の設置や住民パトロールを行うなど、不法投棄の防止に地域ぐるみで対応します。
事業者	・排出者責任により、事業系ごみを適正に処理します。 ・産業廃棄物はマニフェスト(廃棄物管理伝票)を利用し、適切に処理します。 ・製造者及び販売者の責任により、消費者から廃棄処分された商品を引き取り、適正に処理します。

【コラム】知っていますか？『知多南部広域環境センター』

～知多南部2市3町のごみの広域処理施設～

武豊町で令和4年度から稼働している知多南部広域環境センター(愛称 ゆめくりん)は、半田市、常滑市、南知多町、美浜町及び武豊町の2市3町の可燃ごみ、不燃ごみ・粗大ごみを安全に処理する施設です。

ゆめくりんの焼却施設には2つの焼却炉があり、1日に283tの可燃ごみを処理することができます。また、ごみを燃やすときに出る熱を使って電気を作り、施設内で利用するほか、売却もしています。さらに隣接する温水プールでも水を温める際に熱を利用しています。

ゆめくりんは環境にやさしいごみ処理を行うことで、循環型社会の形成、地域環境の保全を目指しています。



知多南部広域環境センター(愛称 ゆめくりん)



◆現状と課題

● 身近な自然としての公園緑地と水辺環境

- ・七本木池公園や任坊山公園の宮池エリア等の緑や水辺に親しめる公園等の整備を進めたことで、緑の豊かさや公園の多さに対する市民の評価も高まっています。
- ・しかし、1人当たりの公園・緑地面積は、全国平均と比較してまだ少ないことから、さらなる整備充実や、公園の多様な機能の向上が求められています。
- ・また、水辺とふれあう機会が少ない市民も多く、親しみやすい水辺環境の創出が求められています。

● 自然とのふれあいの継続

- ・河川やため池での水生生物調査や緑地での自然観察会等が市民や地域、団体等との連携によって定期的に開催されており、今後も継続して、地域の自然と親しみふれあえる場や機会の創出が求められています。

● 生物の生息環境としての水辺の重要性

- ・本市には河川やため池等の水辺環境が多く存在しており、市民の身近な自然として、また生物の生育・生息空間として、重要な役割を果たしています。
- ・生物多様性の保全に向けては、水辺環境を中心とした希少種の保全や外来生物対策等の取り組みとともに、市民へのさらなる普及啓発が必要です。

● 農地の多面的機能の低下

- ・農家の高齢化や後継者不足等により市内の耕作放棄地が増加しており、生物の生育・生息環境や洪水調整機能等、農地が果たす多面的機能が低下しています。新規就農者の確保や後継者の育成支援、農業振興による農地保全が必要です。

◆施策の進捗を見る指標・目標

指標名		基準値 (R1)	中間値 (R6)	目標値 (R12)
1人当たりの公園・緑地面積		8.5 m ² /人	8.9 m ² /人	9.0 m ² /人
地域の特性を活かした自然環境が確保されていると思う市民の割合		41.2 %	39.5 %	60 %
水生生物調査で確認された在来種の種数	河川	24 種	26 種 (R5)	24 種
	ため池	19 種	8 種	19 種
耕作放棄地の面積		33.4 ha	45.6 ha	37.8 ha

3-1 身近な自然を保全・創出する



市民が身近な自然に親しみ、地域の自然を愛する心を育むため、河川やため池等の水辺環境や CO₂ 固定機能を持つ緑地等を保全・創出するとともに、自然観察会等を通じて身近な自然とふれあえる機会を創出します。

◆市が取り組むこと

施策の方向性	主な施策	内容
身近に自然と親しめる空間を創ります	自然環境に配慮した新たな公園整備	既存の自然を活かした公園を整備します。
	自然環境に配慮したため池の整備・管理	ため池の改修等に当たっては、自然環境の保全再生に配慮した整備を行うとともに、適切に管理します。
	親水性に配慮した河川の整備	親水性整備が可能な河川の改修等に当たっては、親水性に配慮した整備を促進します。
	自然環境に配慮した施設管理の推進	新美南吉記念館等の施設の管理に当たっては南吉文学に描かれた里山環境の保全再生に配慮します。
	緑の保全・地域緑化の推進	公園・緑地の整備・保全及び適切な維持管理を行うとともに、まちなかの緑化を推進します。
	ビオトープの整備	学校等でのビオトープづくりを支援するとともに、企業敷地内ビオトープ等を通して身近な自然とふれあえる機会づくりに努めます。
自然とふれあえる機会を創ります	自然観察会の開催	市民活動団体等と協力して自然観察会を開催し、生物への理解の促進とふれあいの機会づくりに努めます。
	かいどり活動の実施支援	ため池の自然環境を保全再生するとともに、自然の大切さや面白さを体験できるかいどりに対して支援を行います。
	環境マップの作成	市内の自然環境やそこに生育・生息する動植物の情報を掲載したマップを作成します。

◆各主体が取り組むこと

市民	・地域の公園・緑地や水辺など、身近な自然を大切にします。 ・地域・庭先の緑化や緑のカーテンづくりなど、身近な緑化に努めます。 ・はんだクリーンボランティアや自然観察会など、自然とふれあえる機会に積極的に参加します。
事業者	・事業所や工場敷地の緑化に努めます。 ・緑地や水辺の保全・維持管理等、地域の自然環境の保全に積極的に参加・協力・支援します。

【コラム】知っていますか？半田市内の『ビオトープ』

～学校や企業の敷地内にあるビオトープを紹介します～

ビオトープとは、生物の生息空間として、本来、その地域に生息するさまざまな野生生物が、互いに関係を持ちながら生きていける空間のことをいいます。自然の里山や湿地、湖沼といった自然の生息空間だけでなく、開発などで失われた生態系を復元するために人工的に作られた池や草地なども含まれます。これらは、生物多様性の保全や自然と触れ合う機会の創出を目的としています。

市内の学校や企業の敷地内にも、ビオトープが整備されている場所がありますので紹介します。

◎板山小学校

板山小学校の敷地内に大小3つの池がつながったビオトープが整備されています。児童と地域住民の方が力を合わせて環境の維持・管理に取り組んでいます。その他にも、メダカなど、生き物観察の場としても活用しています。



◎アイシンエコトープ（株式会社アイシン 半田工場）

こどもたちが自然の役割やリサイクルなど、環境について体験しながら学べる場所として、アイシン半田工場の敷地内に整備されています。工場から出た廃棄物やリサイクルされたものを活用して造られています。



◎ビオトープ知多（JFE スチール株式会社 知多製造所）

工場敷地内の約2haを活用し、知多半島の生態系の保全に取り組むことをコンセプトに、植樹や生き物の創出、地域と連携したイベントの実施などの取り組みを行っています。令和7（2025）年4月には、環境省から「自然共生サイト」の認定を取得しました。



◎バードピア（株式会社豊田自動織機 東知多工場）

「衣浦湾をもとの姿に」をコンセプトに、絶滅が危惧されるコアジサシを主とした鳥類希少種保全活動に取り組んでいます。東知多工場内の湿地を活用して、水辺や草地の整備を通じて鳥類が安心して生息できることを狙いとした「バードピア」を整備し、本来の生態系をよみがえらせることを目指しています。



3-2 生物とその生息環境を守る



市内の豊かな生物多様性を守り育てるため、希少種や特定外来生物の生育・生息状況の把握と保全・保護対策を進め、生物の生育・生息環境である水辺や緑地等の自然を保全するとともに、生物多様性に貢献する農地の多面的機能を維持し、生物とその生息環境を守ります。

◆市が取り組むこと

施策の方向性	主な施策	内容
在来種の保全と特定外来生物の対策を進めます	河川やため池における水生生物調査の実施	河川やため池における水生生物調査を実施し、その結果を公表します。また、市民活動団体の協力のもと、市内に生育・生息する希少種等の生物調査を実施します。
	特定外来生物の調査と適切な対応	生態系に大きな影響を及ぼすおそれのある市内に生育・生息する特定外来生物の実態を把握し、駆除を進めるとともに、特定外来生物に関する情報提供・意識啓発を行います。
	かいどり活動の実施支援【再掲】	ため池の自然環境を保全再生するとともに、自然の大切さや面白さを体験できるかいどりに対して支援を行います。
生物の生息環境である自然を保全します	水辺空間における生物生息空間の確保	河川及びため池の改修等整備に当たっては、生物の生育・生息空間の確保に努めます。
	緑の保全・地域緑化の推進【再掲】	公園・緑地の整備・保全及び適切な維持管理を行うとともに、まちなかの緑化を推進します。
	広域連携による生態系ネットワークの形成	知多半島生態系ネットワーク協議会との連携により、広域連携による生態系ネットワークの形成を図ります。
農地の多面的機能を維持します	優良農地の確保	意欲のある農業者への農地の集積・集約化を進め、多面的な機能の確保を図ります。
	耕作放棄地の抑制	耕作放棄地の発生を未然に防ぎ、農地の流動化を図り、担い手に農地利用を集積・集約するとともに、耕作放棄地となった農地についても近隣農業者への働きかけを行い、農地の再生と地域の活性化を推進します。
	環境保全型農業の推進	農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和等に留意しつつ、化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した循環型農業を推進します。

施策の方向性	主な施策	内容
	ため池や水路等の地域資源の維持・修繕	ため池の防災機能の向上に努めるとともに、ため池や農業用水路を地域の共通資源として適切に管理する体制を整備します。
	地産地消の推進	6次産業化農業者支援プロジェクトや「にこもぐ」の活動を通じて、市内で生産される農産物のPRや直販所の開設等を通じて、地産地消を推進します。
	学校給食への地元農産物の使用	学校給食において、地元の農産物を取り入れ、農業のPRと食育を行います。

◆各主体が取り組むこと

市 民	・地域の自然に対する理解を深め、生物の生育・生息空間を大切にします。 ・外来魚の放流やペットの飼育放棄をしません。 ・特定外来生物に注意を払うとともに、発見した場合は適切な対処をします。 ・地域の農業に関心を持ち、地元の農産物を優先的に購入します。
事業者	・事業活動では、緑の保全や生態系への配慮に努めるとともに、環境に配慮した工法を用います。 ・緑地や水辺の保全・維持管理等、地域の自然環境の保全に積極的に参加・協力・支援します。 ・農地等の有効活用にあつめるとともに、地域の農業を活性化します。 ・耕作放棄地の活用や地産地消の促進のための施策に協力・連携します。

【コラム】知っていますか？知多半島農家マルシェ『にこもぐ』



「にこもぐ」は、半田の農家が主体となって、市民や農家同士のつながりを深める多様な活動の総称です。農家マルシェ「にこもぐ」や、農家交流会「〇〇と語り合う会」などを通じ交流が進むことで、農家同士の協働が促進され、市民との連携機会も生まれています。

図書館で開催した農家マルシェ「にこもぐ」では、としょかんまつりとコラボして、農産品の販売のほか農業に関する本のワークショップも行われ、多くの方に農業について知ってもらう機会になりました。



にこもぐの様子



◆現状と課題

●「公害なく安心して暮らせるまち」への市民の期待

- ・臨海部に工業地域を抱える本市では、市民は「公害なく安心して暮らせるまち」に期待しています。事業所への規制強化や技術革新、環境保全協定の締結等により事業活動からの公害は減少していますが、引き続き環境負荷の低減を図ることが必要です。
- ・下水道整備の推進等により市内河川の水質浄化が進んでいますが、矢勝川では水質の改善が進んでいないため、関係機関と連携を図りながら、汚濁原因の解消に取り組む必要があります。
- ・水辺環境の水質に対する市民評価は低く、水質浄化対策とともに、市民へのわかりやすい情報提供が求められています。
- ・農業における農薬等による土壌への環境負荷が懸念されており、環境と配慮した持続的な農業を進めていくことが必要です。

●畜産業からの臭気問題

- ・本市の地場産業である畜産業からの臭気問題は、長年の課題となっています。これまでも様々な臭気対策を進めてきましたが、さらなる対策を着実かつ継続的に推進し、市民の満足度を高めていくことが必要です。

●市民の生活環境の美化

- ・ペットボトルや弁当容器等のポイ捨ては、まちの景観を損なうだけでなく、プラスチック製品が陸から川、海まで運ばれて海洋プラスチックごみとなり、世界的に問題化しています。
- ・市内では犬や猫のフン害への苦情が多く、地域では環境美化活動として市民協働による地域猫活動が行われていますが、活動に対する住民の理解が進んでいない状況です。

◆施策の進捗を見る指標・目標

指標名		基準値 (R1)	中間値 (R6)	目標値 (R12)
大気や水質などに関する不安のない生活環境が保全されていると思う市民の割合		41.9 % (R2)	42.9 %	60 %
大気汚染に係る環境基準達成率	二酸化硫黄	100 %	100 %	100 %
	二酸化窒素	100 %	100 %	100 %
	浮遊粒子状物質	100 %	100 %	100 %
	光化学オキシダント	-	-	100 %
	ダイオキシン類	100 %	100 %	100 %
河川 BOD	十ヶ川	1.8 mg/ℓ	1.7 mg/ℓ	現状維持
	阿久比川	2.3 mg/ℓ	2.6 mg/ℓ	現状維持
	神戸川	4.8 mg/ℓ	2.9 mg/ℓ	現状維持
	樺田川	5.5 mg/ℓ	3.7 mg/ℓ	5.0 mg/ℓ
	矢勝川	9.6 mg/ℓ	18.0 mg/ℓ	5.0 mg/ℓ
下水道接続率		86.3 %	89.2 %	95.6 %

4-1 きれいな水や大気を確保する



きれいな水や大気を確保し、市民が安心して暮らせる公害のないまちとするため、事業活動等からの公害を防止するとともに、河川・海域・ため池の水質改善を図ります。

◆市が取り組むこと

施策の方向性	主な施策	内容
事業活動等からの公害防止対策を徹底します	大気質・水質、騒音・振動、地盤沈下の監視	公害の未然防止のため、継続して、大気質・水質、騒音・振動、地盤沈下（地下水位）に対する監視や情報収集を行い、公表します。
	環境に配慮した事業活動の促進【再掲】	脱炭素化に向けて、現在の環境保全協定の内容を見直すとともに、協定締結事業所や環境に配慮した取り組みを行う事業者の登録増加に努めます。
	環境保全協定の締結工場等への立入調査	工場・事業所等への規制指導・監視を継続的に行うとともに、環境保全協定の締結工場に対して必要に応じた立入調査を実施し、良好な環境の保全と脱炭素化を推進します。
河川・海域・ため池の水質を改善します	河川・海域・ため池の水質調査	河川・海域・ため池等の公共用水域の水質調査を継続し、監視を行います。
	河川・ため池における自然の浄化能力の確保	河川やため池の改修等に当たっては、自然の浄化能力の確保に努めます。
	汚濁原因の解消による河川の水質改善	矢勝川の水質改善について、主たる汚濁原因の解消に向けて、関係機関と連携して取り組みます。
	下水道整備及び接続率の向上	下水道の整備を計画的に進めるとともに、下水道接続率の向上を図り、河川・海域・ため池の水質改善をめざします。
	合併処理浄化槽の普及促進・適正管理	下水道整備区域外では、合併処理浄化槽の普及促進及び適正管理を啓発し、河川・水路の水質改善を図ります。
	海洋プラスチックごみの削減	水辺クリーン・アップ大作戦等の地域清掃活動等により、プラスチックごみの散乱を防ぎ、削減を図ります。

◆各主体が取り組むこと

市 民	・ 環境問題に関心を持ち、出来ることから行動します。 ・ 公共下水道への接続や合併処理浄化槽の設置に取り組むとともに、適正な点検・清掃を行います。 ・ 河川の美化活動など、地域の清掃活動に参加します。
事業者	・ 事業活動に関する法規制等を遵守し、環境汚染防止に努めます。 ・ 悪臭防止法等を遵守し、臭気低減のための施設整備等により対策を図ります。 ・ 環境保全協定の締結及び充実に努め、より一層の環境保全のための取り組みを促進します。 ・ 環境報告書や環境会計等で、環境負荷や環境対策について可能な限り結果を公表します。 ・ 河川の美化活動等の地域の清掃活動に協力します。

【コラム】知っていますか？『水辺クリーン・アップ大作戦』

～あなたの身近にある清掃活動～

水辺クリーン・アップ大作戦は、「半田市民憲章実践協議会」が主催する、地域の環境保全とまちづくりを目的とした清掃活動です。このイベントは、平成 15 年から 20 年以上続く市民活動で、年に 1 回、市民をはじめ、地元企業とともに、「半田中央ふ頭エリア」「亀崎海浜緑地エリア」を主に清掃しています。これまでに収集したごみの総量は、なんと 74,970 kg！！この活動は、「気軽に参加できるボランティア活動」としても好評で、これまでに参加された方は、延べ一万人を超えています！

海から漂流したごみなどを収集することで水辺の環境を守り、美しいまちをつくるための活動として、「美しいまちはんだ」を目指し、今後も活動を継続していきます。



水辺クリーン・アップ大作戦の様子



水辺クリーン・アップ大作戦の様子

4-2 農畜産業の環境対策を推進する



長年の課題となっている畜産施設から発生する悪臭問題や水質汚濁対策をより一層進めるとともに、環境に配慮した農業を推進します。

◆市が取り組むこと

施策の方向性	主な施策	内容
畜産施設から発生する臭気・水質汚濁の対策を図ります	畜産農家の臭気対策への支援	畜産からの臭気についての監視・指導を行うとともに、臭気対策に効果的な技術や新たな消臭資機材の導入、堆肥の運搬費等の補助により、臭気対策を推進します。
	家畜ふん尿のバイオマス利用の促進	半田市バイオマス産業都市構想に基づき、家畜ふん尿のバイオマス利用の促進を図ります。
環境に配慮した農業を進めます	ため池や水路等の地域資源の維持・修繕【再掲】	ため池の防災機能の向上に努めるとともに、ため池や農業用水路を地域の共通資源として適切に管理する体制を整備します。
	環境保全型農業の推進【再掲】	農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和等に留意しつつ、化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した循環型農業を推進します。
	バイオガス発電で生じたバイオ肥料の有効活用	半田市バイオマス産業都市構想に基づき、バイオガス発電で生じたバイオ肥料を農地に還元し、利用促進を図ります。

◆各主体が取り組むこと

市 民	・周辺農家の環境保全対策に関心を持ちます。 ・環境保全型農業を積極的に進めている農家を応援します。
事業者	・悪臭防止法等に基づき、臭気対策のための施設整備等により対策を図ります。 ・循環型農業への取り組み等、環境に配慮した農業に努めます。 ・農業資材として使用するプラスチック類の排出を抑制します。 ・バイオマス産業都市構想によるバイオガス発電所から排出されるバイオ肥料を、農地で活用します。

【コラム】知っていますか？『バイオマス発電』

～市内のバイオマス発電所では多くの再生可能エネルギーが生み出されています～

市内では、バイオマス（木材の端材や食品残渣、畜産ふん尿など）を燃料とする発電所が複数稼働しています。バイオマス発電は生物由来のごみを資源として活用し、化石燃料を使わずに発電することができるため、CO₂の排出量を削減することができます。

●サミット半田パワー 半田バイオマス発電所

所在地：川崎町四丁目1番地7

発電出力：75,000kW

発電量：5.5億kWh

（一般家庭約177,000世帯分）

燃料：木質チップ、パームヤシ殻

運転開始：2017年6月



●CEPO 半田バイオマス発電所

所在地：日東町4番地1

発電出力：50,000kW

発電量：3.7億kWh/年

（一般家庭約119,000世帯分）

燃料：木質チップ、パームヤシ殻

運転開始：2019年10月



●ビオぐるファクトリーHANDA

所在地：松堀町

発電出力：800kW

発電量：kWh/年

（一般家庭約2,000世帯分）

燃料：牛ふん尿、食品残渣、コーヒー粕など

運転開始：2021年10月



◎半田市バイオマス産業都市構想

地域に存在する農業残渣や食品廃棄物、畜産ふん尿などのバイオマス資源を有効活用し、再生可能エネルギーとして利用することで、循環型社会を実現する取り組みです。発電や熱利用によるエネルギー自給率の向上、廃棄物削減、温室効果ガス排出抑制、畜産臭気の低減を図るとともに、地域産業の活性化や雇用創出にもつなげることを目指しています。さらに、市民・事業者・行政が連携し、資源の収集からエネルギー利用までの循環を確立することで、持続可能で環境に負荷の低いまちづくりを推進するものです。

4-3 快適な暮らしを確保する



市民の日常生活に伴って発生する様々な環境問題に適切に対応するとともに、半田らしい良好な景観を保全・形成することによって、市民が安心して快適に暮らすことのできる環境を確保します。

◆市が取り組むこと

施策の方向性	主な施策	内容
日常生活に伴う環境問題に適切に対応します	空き地等の適正管理	雑草が繁茂している空き地等については、所有者及び管理者に対し、適正な管理を行うよう促します。
	ペットのフン害対策	イエローチョーク活動等を通じて、犬・猫等ペットのフン害に対する啓発活動を行います。
	地域猫活動の推進	ルールに従った餌やりや不妊去勢手術等の地域猫活動を支援するとともに、その取り組みが地域に理解されるように啓発活動を行います。
	屋外燃焼行為に対する指導	違法な屋外燃焼行為に対して、監視及び指導を徹底します。
潤いとやすらぎを感じる良好な景観の保全・形成を図ります	半田らしい魅力のある景観形成	景観形成重点地区である半田運河周辺・亀崎・岩滑地区において、歴史的建造物や昔ながらのまち並み等に配慮した良好な景観形成を図ります。
	無電柱化による都市景観の向上	亀崎仲町通りの無電柱化により、都市景観の向上に努めます。
	自然環境に配慮した新たな公園整備【再掲】	既存の自然を活かした公園を整備します。
	自然に配慮した公園の整備・管理	公園整備に当たって、自然に配慮した植栽や環境整備を行います。
	はんだクリーンボランティア等による公共施設美化の推進	はんだクリーンボランティアを推進し、公共施設の美化に努めます。
	ポイ捨て防止の推進	様々な啓発活動により、ポイ捨てに対するモラル向上に取り組み、さらなるまちの美化に努めます。
	指定保存樹等の維持管理と保護	所有者の協力を得て、指定保存樹及びその他の巨木や名木の保護を図ります。

◆各主体が取り組むこと

市 民	・ 雑草を刈るなど空き地の管理に努めます。 ・ ペットの飼育マナーを守り、フンは放置しません。 ・ 地域猫活動に協力します。 ・ 近所迷惑になるような音、におい、煙などは出さないように心がけます。 ・ 住宅を建てる時は、周辺と調和したデザインとします。 ・ 河川の美化活動など、地域の清掃活動に参加します。 ・ タバコやペットボトルなどのごみのポイ捨ては行いません。
事業者	・ ごみ等の屋外での焼却（簡易焼却炉による焼却を含む。）は行いません。 ・ 事業所や店舗等では、建物の外壁、屋根、看板等が周辺景観と調和するよう配慮します。 ・ 事業所周辺の環境美化に努めます。

【コラム】知っていますか？半田市の魅力ある景観『亀崎地区の無電柱化』

～景観に配慮したまちづくりをしています～

ユネスコ無形文化遺産に登録されている「亀崎潮干祭」は、地域の人々によって長年大切に受け継がれてきた伝統的な祭りです。その山車の運行ルートである亀崎仲町通りは、半田市の中でも特に景観に配慮する地区として「景観形成重点地区」に指定しています。

亀崎仲町通りでは令和5年度から良好な景観形成および災害に強いまちづくりを目標に、無電柱化工事を進めています。電柱を取り除くことで、長年大切にされてきた美しい景観をさらに引き立てることを目指しています。



亀崎仲町通りの秋祭（令和5年）

◆現状と課題

● 多世代にわたる環境学習の充実

- ・本市では、市民向けの環境学習講座や学校への出前講座、自然観察会等の体験型学習等、市民・事業者・団体等の多様な連携による環境学習を進めています。今後も市民の環境に対する意識をさらに高め、環境行動につなげていくため、こどもから大人まで多世代にわたる環境学習を多様な連携で充実していくことが必要です。
- ・本市が誇るべき山車・蔵等の歴史文化を活かしたイベントや情報発信、半田運河周辺の景観整備等により、地域の歴史的・文化的資源の保全・継承が進みつつあります。今後も多くの市民が地域の歴史や文化的価値を大切にする心を育み、郷土や自然に愛着を持つことが望まれます。

● 市民・事業者・行政の連携による環境保全活動の推進

- ・市民意識調査によると、地域の環境保全活動に参加している市民・事業者は半数以上となっていますが、今後もさらに地域の環境への関心を高め、環境保全活動への参加を促していくことが必要です。
- ・市民・事業者・行政の連携による活動を推進するため、市民や事業者が参加しやすい、参加したくなる仕組みづくりが求められています。また、活動を支える人材の高齢化が進んでいることから、次世代の担い手の育成が必要です。

◆施策の進捗を見る指標・目標

指標名	基準値 (R1)	中間値 (R6)	目標値 (R12)
環境学習イベントの参加者数	1,185 人	1,126 人	1,800 人
環境保全活動に参加したことがある市民の割合	58.4 %	61.8 %	70.0 %
ホームページ（自然体験・観察会）アクセス件数	324 件	2,101 件	3,100 件

5-1 環境を学び、行動する人を増やす



本市の環境向上と持続可能なまちを実現するため、あらゆる世代の環境意識の向上に向け、気候変動やエネルギー等の環境学習の強化を図るとともに、地域と学校、企業が連携した環境学習を進め、環境を学び行動する人を増やします。

◆市が取り組むこと

施策の方向性	主な施策	内容
多様な世代の環境意識の向上に取り組みます	体系的な環境学習の実施	こどもを含むすべての市民や勤労者が体系的に多様な環境学習を進めていくことができるように、市民・市民活動団体・事業者等が参画した環境学習に取り組めます。
	自然観察会の開催【再掲】	市民活動団体等との連携による自然観察会等、自然の豊かさと素晴らしさを体感できるプログラムを提供します。
	環境学習情報の発信	市民が様々な場所と機会に環境学習を進めることができるように、環境学習に関する情報の体系的な蓄積と発信を行います。
	郷土愛（シビックプライド）の醸成	ふるさと半田に対する郷土愛（シビックプライド）を醸成していくために、半田の自然や産業、歴史文化等を体系的に紹介します。
	農業体験の実施	身近な自然や地域の産業との接点を持ち、理解を深めていくために、農家の協力を得て、農業体験の場と機会を提供します。
	地域環境情報の収集	県地球温暖化防止活動推進員・県地域環境保全委員・環境保全団体の活動報告を通じて、地域の環境情報を収集します。
学校や事業者との連携で環境学習を進めます	学校での環境学習	小中学校において、教育指導要領に沿って、持続可能な開発のための教育(ESD)及び環境学習に取り組めるように、情報提供や支援をします。
	教職員への研修	小中学校の教職員に対するSDGs、ESD、環境学習等に関する研修を支援します。
	企業連携による環境学習の推進	企業と連携して、小中学校への環境出前講座や情報提供等を行います。
	人材（環境学習指導者等）の活用	環境学習指導者の養成や人材登録と派遣等の仕組みを整備し、活用します。

◆各主体が取り組むこと

市 民	・家族で環境問題について話し合うなど、関心を持つとともに、出来ることから行動します。 ・子どもたちに本市の環境や歴史について伝えます。 ・環境学習の場に積極的に参加します。 ・環境に関して学びを深め、環境学習指導者としての役割を果たします。 ・農業体験や家庭菜園を通して農業への理解を深めます。
事業者	・従業員への環境学習を行い、環境意識の高揚を図ります。 ・市民を対象とした環境学習や施設見学会等を開催します。

【コラム】知っていますか？『環境保全標語コンクール』

～令和6年度、令和7年度の入賞作品を紹介します～

半田市パートナーシップ会議からの提案を受け、令和6年度から『環境保全標語コンクール』を実施しています。一般・親子・小学生・中学生の4部門に分け、年度ごとに設定されたテーマに沿った標語を募集しています。本コラムでは、令和6年度・7年度の最優秀賞作品を紹介します。

令和6年度受賞作品 テーマ『自分ができる環境にいいこと』

部 門	最 優 秀 賞
一般部門	ポイ捨ては しないさせない きれいな町に。 小西 浩美 様
親子部門	お母さん 流したらあかん その油 渡辺 幸美 様・樹 様
小学生部門	もったいない!その気持ちを大切に 乙川小 富 あのん 様
中学生部門	最優秀賞該当作品なし

令和7年度受賞作品 テーマ『私の気づき』

部 門	最 優 秀 賞
一般部門	捨てるとき 充電式は 要注意 一瀬 志乃 様
親子部門	ポイ捨てをしたい気持ちをゴミ箱へ 青木 剛志 様・涼太郎 様
小学生部門	ぼくたちの ふるさとまもう エコごころ 雁宿小 沢田 倫太郎 様
中学生部門	一部屋で家族団らんゼロカーボン 亀崎中 船橋 功乃介 様

なお、令和5年度まで実施していた環境保全ポスターコンクール受賞作品は、市ホームページでご覧いただくことができます。



半田市ホームページ
環境保全ポスターコンクール

5-2 多様な主体の協働で進める



多様な取り組みの相乗効果によって市の環境を向上していくため、各主体の協働による様々な取り組みを展開し、環境保全活動の支援と担い手の育成に取り組むとともに、環境情報を充実し、わかりやすい情報の共有を図ります。また、企業の環境マネジメントシステムの導入支援等、環境に配慮した事業活動を促進します。

◆市が取り組むこと

施策の方向性	主な施策	内容
各主体の協働で活動を進めます	市民の環境活動の促進	市民が気軽に参加できる環境活動のメニュー化や情報提供を行い、環境活動への参加を促します。
	協働型の環境活動の推進	企業や NPO 等と連携した環境活動を幅広く展開します。
	事業者による環境パートナーシップの推進	事業者が持つ技術やノウハウ、人材を地域の環境活動に活用していくために、環境パートナーシップ組織等、多様な主体と連携を強化します。
	はんだクリーンボランティア等による公共施設美化の推進【再掲】	はんだクリーンボランティアを推進し、公共施設の美化に努めます。
	祭りやイベント時における環境への配慮	祭りやイベント時において、リサイクル可能な容器の使用やごみの発生抑制、再生可能エネルギーの利用促進等、環境に配慮します。
環境保全活動を支援し、担い手を育成します	環境保全活動の担い手育成	環境保全活動団体の支援や、各種情報提供、本市の環境学習の仕組みの活用等を通じて、環境保全活動の担い手を育成します。
環境情報をわかりやすく体系的に発信します。	環境情報の発信	各主体による身近な環境情報の収集を進め、体系的に蓄積するとともに、わかりやすく環境情報を発信します。

施策の方向性	主な施策	内容
事業者の環境経営を推進します	環境マネジメントの推進	中小事業所に対して、ISO14001、エコアクション 21 等の環境マネジメントシステムに関する情報提供や愛知県との連携によるアドバイザー派遣等により導入を支援します。
	環境に配慮した経営活動の推進支援	環境に配慮した経営活動に関する講習会を開催し、事業者の関心を醸成します。
	指名競争入札業者選定時の優遇措置	環境に関して一定の活動に取り組んでいる事業者に対して、指名競争入札業者選定時の優遇措置を導入します。
	環境保全表彰制度の紹介	積極的に環境保全の取り組みを行っている事業所及び団体を表彰・紹介する仕組みを構築します。

◆各主体が取り組むこと

市 民	・市内で行われている環境保全活動に積極的に参加します。 ・行政や事業者と環境保全活動に取り組めます。 ・参加している環境保全活動について、積極的に情報発信を行います。 ・市民・事業者・行政の協働体制づくりに協力します。
事業者	・市民や市、市民活動団体と環境保全活動に取り組めます。 ・市民の活動に関心を持ち、応援・協力を努めます。 ・社会貢献や SDGs を意識した活動に積極的に取り組み、情報発信を行います。 ・市民・事業者・行政の協働体制づくりに協力します。

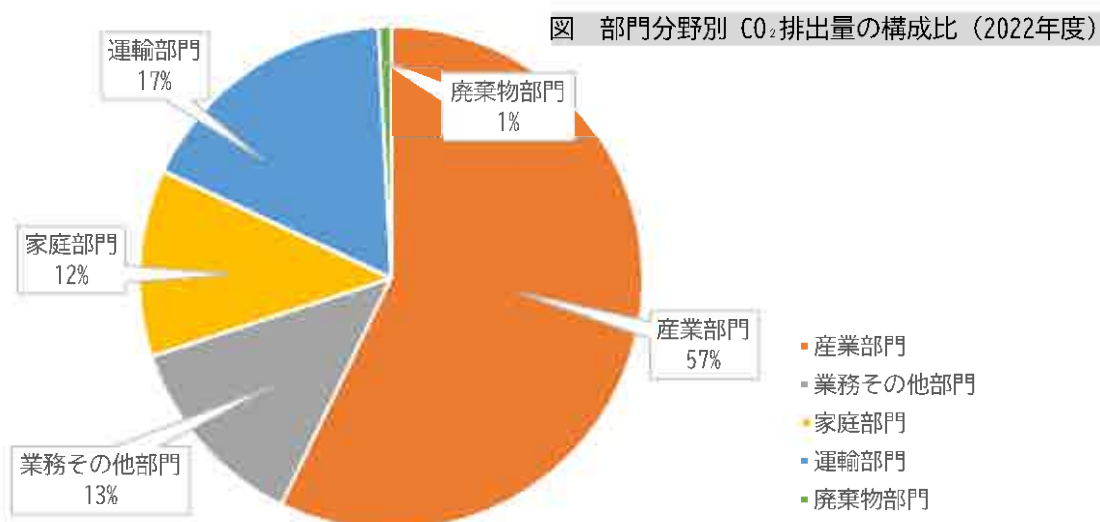
第4章 半田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編） ～みんなで進めるゼロカーボン～

本項を地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく「半田市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」として位置づけ、本市域から排出される温室効果ガスの削減について目標を示すとともに、達成に向けた取り組みを推進します。（温暖化対策の取り組みは、「柱1 ゼロカーボン社会 1－1 脱炭素社会へ移行する」にも記載しています。）

1. 本市の温室効果ガス排出量の現状

本市の温室効果ガス排出量（うち、CO₂排出量）は、令和4（2022）年度に1,102千t-CO₂であり、平成24（2012）年度をピークに減少傾向にありましたが、平成29（2017）年度に再び増加しています。特に産業部門でその傾向が顕著となっています。

CO₂排出量の部門別構成は、令和4（2022）年度時点で、産業部門（57%）、業務その他部門（13%）、家庭部門（12%）、運輸部門（17%）、廃棄物部門（1%）、となっており、産業部門が半数以上を占めています。1人当たり総排出量は、令和4（2022）年度に9.33 t-CO₂/人です。



2. 脱炭素化をめぐる動向

1) パリ協定

IPCC（気候変動に関する政府間パネル）の第5次評価報告書によると、1986-2005年と比較した21世紀末（2081-2100年）までの世界の平均気温は、RCP2.6で0.3~1.7℃、RCP8.5で2.6~4.8℃上昇する可能性が高く、どれだけ対策をとっても、世界の平均気温は上昇する可能性が高いことが予測されました。

その後、平成27（2015）年に開催されたCOP21（気候変動枠組条約第21回締約国会議）において、地球温暖化対策の世界的な枠組みとして「パリ協定」が採択され、世界の気温の変化を2℃以内にとどめ、1.5℃以内に抑える努力を追求することが掲げられました。

また、平成30（2018）年のIPCC特別報告書において、持続可能であるためには、2050年前後に温室効果ガス排出量の実質ゼロを達成し、気温変動を1.5℃以内にとどめる必要があると報告されたことを受け、実質排出量ゼロの達成をなるべく早期化する必要があるとされています。

2) 国内における温暖化対策の加速

国は平成28（2016）年に閣議決定した「地球温暖化対策計画（以下「国計画」という。）」において、令和12（2030）年度において温室効果ガス排出量を平成25（2013）年度比26.0%減の水準にすることを目標としました。

地球温暖化対策をさらに加速化する必要があるという認識の広がりを受け、令和元（2019）年6月に「パリ協定長期成長戦略」を定め、今世紀後半のできるだけ早期に、温室効果ガスの排出量を実質ゼロとする「脱炭素社会」の実現を目指すこととしています。そのために、まずは令和32（2050）年までに温室効果ガスを80%削減することとしています。

さらに、令和2（2020）年10月26日に召集された臨時国会における所信表明演説では、菅首相が温室効果ガスの排出量を2050年に実質ゼロにする目標を表明するとともに、同国会において、一日も早い脱炭素社会の実現に向けて、「気候非常事態宣言」も決議される等、国内でも脱炭素化に向けた動きが加速しています。

この野心的な目標に向けて取り組んでいくために、政府は令和3（2021）年3月には地球温暖化対策の推進に関する法律を改正し、2050年カーボンニュートラルを法的に位置づけるとともに、同年4月には「温室効果ガスを2013年度から46%削減」と従来の目標を更に上回る目標を打ち立て、同年10月には新たな地球温暖化対策計画を策定しました。

国はさらに令和12（2030）年までの10年間を重要な期間と位置づけ、令和7（2025）年までに適用可能な最新技術でできる重点対策を全国で実施し、脱炭素の先行モデルを作ることと全国に波及させるという「実行の脱炭素ドミノ」を生み出し、令和32（2050）年までには革新的技術も活用しながら脱炭素でかつ持続可能で強靱な活力ある地域社会を実現していくことを目標とし、全国の自治体と一体になった取り組みの推進を行っています。

3) 地球温暖化対策としてのごみをめぐる動向

資源循環社会を実現し、ごみを減らすことは、温室効果ガスの排出削減にもつながります。例えば、ごみに多く含まれるプラスチック製品は石油等の化石燃料由来のものであり、また容器包装プラスチックを除く廃プラスチック類の多くは焼却され、温室効果ガスを発生させています。また、家庭系可燃ごみのうち約4割は生ごみとなっています。

●プラスチックごみ問題

近年、プラスチックごみによる海洋汚染が地球規模で拡大し、海洋生物に深刻な影響を与えることが問題となっています。プラスチックごみは、世界全体で年間数百万トン以上が海洋へ流出していると推計され、このままでは2050年までに海中のすべての魚の重量を上回るプラスチックが海洋環境に流出することが予測される等、地球規模での環境汚染が懸念されています。

国は、令和元（2019）年5月に「プラスチック資源循環戦略」を策定し、令和12（2030）年までにワンウェイプラスチックを累積で25%排出抑制、容器包装の6割をリユース・リサイクル、バイオマスプラスチックの再生利用の倍増と約200万トンの導入等を目標に掲げています。

国際社会では、令和元（2019）年6月の「G20 大阪サミット」で、令和32（2050）年までに新たな海洋プラスチック汚染をゼロにすることを目指す「大阪ブルー・オーシャン・ビジョン」が採択されました。

こうした動きの中、愛知県では令和2（2020）年1月に消費者、事業者、行政が一体となって、海洋プラスチックごみの排出をなくすことを目指す「あいちプラスチックごみゼロ宣言」をとりまとめる等、プラスチックごみゼロに向けた取り組みが始まっています。



●食品ロス問題

まだ食べられるのに廃棄される食品、いわゆる「食品ロス」が全国的に問題となっています。日本では、年間2,104万トンの食品廃棄物が排出されており、このうち食品ロスは、464万トンと試算されています（農林水産省及び環境省「2023年度推計」）。これは、世界中で飢餓に苦しむ人々に向けた世界の食糧援助量（令和5（2023）年で年間約370万トン）の1.3倍に相当します。また、食品ロスを国民1人あたりに換算すると、「おにぎり1個分（約102グラム）の食べ物」が毎日捨てられている計算となります。

国は平成30（2018）年6月に策定した「第四次循環型社会形成推進基本計画」で、「SDGs」の指標を踏まえ、家庭から由来する食品ロス量について、令和12（2030）年度時点で平成12（2000）年度比で半減させることを目標として掲げています。また、令和元（2019）年10月1日に「食品ロスの削減の推進に関する法律（食品ロス削減推進法）」を施行すると同時に、10月を「食品ロス削減月間」、10月30日を「食品ロス削減の日」と定め、啓発資料の提供、イベント等の開催をはじめとする食品ロスの削減に向けた普及啓発を推進するとしています。

3. 対象とする区域

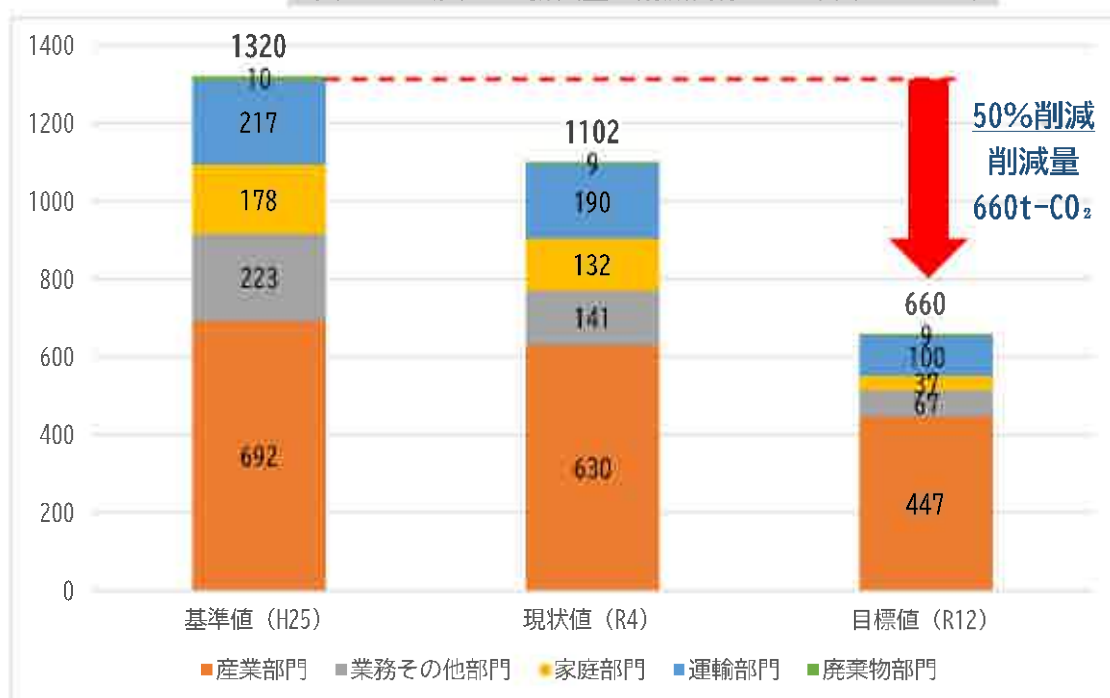
本市全域とします。

4. 削減目標

本市では、前項で算出した温室効果ガス排出量のうち、毎年度の把握が可能な CO₂のみを対象として削減目標を設定します。

2050 年の CO₂排出量実質ゼロという長期的な目標を見据えつつ、令和 3（2021）年度からの 10 年間で CO₂排出量の削減対策を着実に進めることとし、国が掲げる「2030 年度に 2013 年度比で温室効果ガス排出量 46%削減、さらに 50%の高みに向けて挑戦する」という削減目標を踏まえ、令和 12（2030）年度までに平成 25(2013)年度比で 50%削減することを目標とします。

図 温室効果ガス排出量の削減目標 （単位 t-CO₂）



	平成 25(2013)年度 【基準値】	令和 4(2022)年度 【現状値】	令和 12(2030)年度 【目標値】	基準値からの 削減率
総量	1,320	1,102	660	50.0%
うち産業部門	692	630	447	35.4%
うち業務その他部門	223	141	67	70.0%
うち家庭部門	178	132	37	79.2%
うち運輸部門	217	190	100	53.9%
うち廃棄物部門	10	9	9	10.0%

本市における主な部門別対策

産業・業務部門	・環境に配慮した事業活動の促進 ・中小事業者向け省エネ診断の受診促進 ・再生可能エネルギー調達 100%化の普及啓発 ・CO₂ゼロチャレンジ企業の情報収集・発信 ・省エネに関する情報提供 ・公共施設における脱炭素化の率先行動	・地域新電力事業の導入 ・未利用地域バイオマスのエネルギー資源としての活用促進 ・クリーンエネルギー活用に関する情報提供
家庭部門	・住宅用地球温暖化対策設備の導入 ・家庭部門 CO₂排出実態把握 ・デコ活の推進	
運輸部門	・次世代自動車の導入促進 ・公共交通機関の利用促進 ・エコドライブの推進	
廃棄物部門	・ごみ減量・資源化の促進 ・ごみ分別の啓発・指導 ・プラスチックごみ削減の啓発	

5. 重点的な取り組み

脱炭素化に向けて、家庭・事業所における省エネ化の取り組みを確実に一歩進めることでエネルギー需要の削減を行うとともに、CO₂排出量の少ない再生可能エネルギーを市内で最大限活用できるよう検討を進めます。また、それらの取り組みをより加速していくため、脱炭素化に向けた市内機運の醸成を図っていくとともに、市民・事業者等との協働による推進の仕組みづくりを行います。

なお、目標の達成に向けては、本計画の基づく取り組みによる削減見込量に加え、国や県の施策による削減量を考慮する必要があります。そのため、削減量の試算にあたっては、国計画における各分野の取り組みによる削減見込量を参考にしています。

国、県、市のそれぞれの取り組み

国の取り組み	■脱炭素効果の高い電源を最大限活用する ■脱炭素化が難しい分野における水素等、CCUS の活用 ■工場等で先端設備への更新支援、中小企業の省エネ支援 ■地方創生に資する地域脱炭素の加速 ■省エネ住宅や食品ロス削減等、脱炭素型の暮らしへの転換 ■森林、ブルーカーボン その他の吸収源確保に関する取り組み
県の取り組み	■脱炭素プロジェクトの創出 ■脱炭素型ライフスタイルへの転換の促進 ■大規模・中小規模事業者による脱炭素型事業活動の促進 ■環境に配慮した建築物（ZEB 等）・住宅（ZEH 等）の普及 ■自動車使用に伴う環境負荷の低減 ■水素社会の実現に向けた取り組みの推進
市の取り組み	■各主体における省エネ推進によるエネルギー需要の削減 ■CO₂排出量の少ないエネルギーの積極的な導入 ■脱炭素化に向けた市内の機運醸成と、協働体制の仕組みづくり ■ごみ減量と資源化の推進に向けた取り組み

1) 各主体における省エネ推進によるエネルギー需要の削減

より一層のCO₂排出量削減に向け、様々な機会を活用してデコ活を積極的に展開します。また、住宅用地球温暖化対策設備の導入助成制度等を通じた住宅における省エネ・再エネの推進と、それを契機とした環境に配慮した行動への転換を図ります。事業所では、環境保全協定や省エネ診断等の仕組みを通じた普及啓発を行います。

市	・住宅用地球温暖化対策設備の購入助成等により、太陽光発電設備や HEMS、蓄電池、ZEH 等の導入を支援します。 ・デコ活の展開による、市民や事業者への普及啓発を行います。 ・市内事業者に、省エネの取り組みや支援等の情報を提供します。 ・環境保全協定の締結や環境に配慮した事業活動を行う事業者の拡大に取り組みます。
市民	・脱炭素化に向けて、自分の生活スタイルを見直し、環境配慮を実践します。 ・家電や設備、車の買替え・更新時には、家計の節約にもつながる省エネ効果の高いものを選びます。
事業者	・脱炭素化に向けて、自社の環境配慮行動を見直し、省資源や省エネ対策に取り組めます。 ・事業者向けの省エネ診断や節電診断を積極的に受診し、診断結果に基づく対策を行います。

2) CO₂ 排出量の少ないエネルギーの積極的な導入・選択

再生可能エネルギーやエネルギーの地産地消に関する普及啓発を進めるとともに、家庭や事業所における導入を促進します。

再生可能エネルギーの積極的な導入に向け、地域新電力事業や未利用地域バイオマス資源の活用等を推進するとともに、公共施設における再生可能エネルギーの調達 100%化に取り組めます。

市	・住宅用地球温暖化対策設備の購入助成等により、太陽光発電設備や HEMS、蓄電池、ZEH 等の導入を支援します。 ・RE100 等の再生可能エネルギーメニューに関する情報提供等を行います。 ・地域で創られた再生可能エネルギーの電力を供給する地域新電力事業を推進します。 ・地域の未利用バイオマスを活用した再生可能エネルギーの活用を推進します。 ・市内公共施設における RE100 導入可能性について調査を行い、地域内で創られた再生可能エネルギーの調達を推進します。
市民	・家庭における太陽光発電設備や太陽熱利用機器などの再生可能エネルギーの導入に努めます。 ・CO₂ 排出量の少ない再生可能エネルギー由来の電気を購入するなど、環境配慮の視点を踏まえたエネルギーの調達について検討します。
事業者	・事業所における太陽光発電設備や太陽熱利用機器等の再生可能エネルギーの導入に努めます。 ・CO₂ 排出量の少ない再生可能エネルギー由来の電気を購入等、環境配慮の視点を踏まえたエネルギーの調達について検討します。

3) 脱炭素化に向けた市内の機運醸成と、協働体制の仕組みづくり

脱炭素化社会の実現に向け、「ゼロカーボンシティ 2050 はんだビジョン」を策定するとともに、分野横断的な庁内組織の立ち上げ、市民・事業者・行政の連携によるプロジェクトの推進等、ゼロカーボンシティに向けて全市一体で戦略的に取り組みます。

家庭における温暖化対策による効果を見える化し、効果的なCO₂削減対策を進めるため、「家庭部門CO₂排出量実態調査」を行い、家庭のエネルギー消費量を把握します。事業所については、RE100やCO₂ゼロにチャレンジする企業等を把握し、その取り組み内容について情報収集するとともに、環境配慮企業として広く発信・紹介し、企業価値の向上を図ります。

市	・「ゼロカーボンシティ 2050 はんだビジョン」を策定するとともに、その考え方や取り組みを広く市民に広報します。 ・家庭部門のCO₂排出量を調査し、把握調査を行います。 ・RE100やCO₂ゼロにチャレンジする企業の情報を収集し、紹介します。
市民	・「ゼロカーボンシティ 2050 はんだビジョン」の推進に向けて、市民が果たすべき役割を認識し、取り組みを行います。 ・市が実施する家庭部門CO₂実態調査に協力します。
事業者	・「ゼロカーボンシティ 2050 はんだビジョン」の推進に向けて、事業所が果たすべき役割を認識し、取り組みを推進します。

4) ごみ減量と資源化の推進に向けた取り組み

●ごみの発生抑制に向けた取り組み

ごみの発生抑制は、ごみの発生源である市民一人ひとりがごみ減量の意識を高め、日常生活で実践することが重要です。ごみの減量をはじめ、無駄のない買い物や使い捨て製品の使用抑制等、ごみを出さない暮らしへの意識啓発を図ります。

市	・ごみ減量と資源化推進への意識啓発や環境教育を充実させ、市民・事業者・行政が協働でごみ減量と資源化に取り組みます。 ・不要なものは買わない、簡易包装や詰替製品を優先的に購入する等、ごみの発生抑制の啓発を図ります。 ・ごみと資源の分別徹底を呼びかけ、資源混入の削減を図ります。 ・生ごみの水切りや生ごみ堆肥化容器・生ごみ処理機の活用を呼びかけ、生ごみの減量を図ります。
市民	・ごみと資源の分別を徹底します。 ・不要なものは買わない、簡易包装や詰替製品を優先的に購入するなど、ごみの発生抑制に取り組みます。 ・マイバッグやマイボトルを持参し、ワンウェイプラスチックの使用抑制に取り組みます。 ・生ごみの水切りや家庭での生ごみ処理に取り組みます。
事業者	・事業系ごみの発生抑制に努めます。 ・商品の簡易包装を推進します。 ・マイバッグの持参を呼びかけ、レジ袋の使用を削減します。 ・繰り返し使える、または長く使える商品の開発、製造、販売に努めます。

●資源リサイクル推進に向けた取り組み

資源リサイクルの推進は、ごみの減量や環境負荷の低減に貢献します。限りある資源の有効利用を図り、資源循環社会づくりを推進します。

市	・ごみ減量と資源化推進への意識啓発や環境教育を充実させ、市民・事業者・行政が協働でごみ減量と資源化に取り組みます。 ・「公共資源回収ステーション」の開設等、資源排出機会の拡大を図ります。 ・資源化対象品目を拡大し、さらなる資源化を推進します。 ・事業系ごみの適正な分別と資源化に向けた啓発を図ります。 ・市民参加による再利用可能な粗大ごみの譲渡や交換、フリーマーケットでの再使用等の取り組みを支援します。
市民	・ごみと資源の分別を徹底します。 ・資源の分別収集や、地域の集団資源回収に協力します。
事業者	・事業系ごみの適正な分別と資源化を推進します。 ・店頭での自主回収や資源化に取り組みます。

●プラスチックごみ削減に向けた取り組み

プラスチックごみの削減は、地球温暖化対策としてだけでなく、海に面する本市ではプラスチックごみによる海洋汚染の観点からも重要な課題です。使い捨てされるワンウェイプラスチックの使用抑制を進めるとともに、プラスチックごみの散乱及び海洋への流出防止等の課題解決を図ります。

市	・プラスチックの過剰な使用の抑制と賢い利用についての啓発を図ります。 ・ワンウェイプラスチックの使用抑制や、ポイ捨て・不法投棄防止の啓発を図ります。 ・市の施設や行事で、プラスチックごみゼロに向けた取り組みを率先して実践します。 ・水辺クリーン・アップ大作戦等の地域清掃活動等によりプラスチックごみの散乱を防ぎ、海洋プラスチックごみの削減を図ります。
市民	・使用済みプラスチック容器やペットボトルは正しく分別します。 ・マイバッグやマイボトルを持参し、ワンウェイプラスチックの使用抑制に取り組みます。 ・河川の美化活動など、地域の清掃活動に参加し、プラスチックごみの散乱を防ぎます。
事業者	・プラスチック製品の使用抑制と散乱防止に取り組みます。 ・ワンウェイプラスチックの削減に取り組みます。 ・河川の美化活動等の地域の清掃活動に協力し、プラスチックごみの散乱を防ぎます。

●食品ロス削減に向けた取り組み

まだ食べられるのに廃棄される食品、いわゆる「食品ロス」が全国的に問題となっています。本市においても、大切な食べ物を無駄なく消費し、可燃ごみとして燃やされる食品ロスを削減する取り組みを推進します。

市	・市民や事業者が食品ロス削減の取り組みを実践できるよう、食品ロスに関する様々な情報発信を行います。 ・市民や事業者と連携したフードドライブを推進します。 ・3010 運動や家庭での適切な食材管理等の普及啓発を行います。
市民	・買い物や調理時の工夫により家庭での食品ロスの削減に努めます。 ・外食時には、食べられる量だけ注文します。 ・余ってしまった食品は、フードドライブを活用します。
事業者	・食品ロス問題への理解を深め、過剰生産の防止や生産・流通・販売過程での食品ロスの発生防止に取り組みます。 ・飲食店での食べきり・小盛メニューの提供等、来店者が食べきれぬ工夫やドギーバッグの活用を検討します。 ・フードバンクや子ども食堂等への余剰食品の寄付を行う等、様々な主体と連携・協力して食品ロス削減に貢献します。

6. 「半田市公共施設 CO₂排出削減対策実行計画（事務事業編）」

本市では、地球温暖化対策の推進に関する法律第21条第1項に基づき、市が自らの事務・事業から発生する温室効果ガス排出量の削減について定める「半田市公共施設CO₂排出削減対策実行計画(事務事業編)」を策定しています。2050年度カーボンニュートラルを達成するため、徹底した省エネルギー対策や公共施設への太陽光発電設備・蓄電池の導入等、再生可能エネルギーの活用を進め、さらに、令和 12 年度（2030 年度）以降も取り組みを継続的に推進することにより、2050年度カーボンニュートラルの達成をめざします。

●目標

2030 年度における温室効果ガス排出量を 2013 年度比で 50%削減する。

項目	基準年度	中間年度	目標年度
	平成25(2013)年度	令和 5 (2023)年度	令和12(2030)年度
CO ₂ 排出量	9,927t-CO ₂	7,014t-CO ₂	4,963t-CO ₂
削減量（削減率）	—	29.3%	50%

●本市のごみの現状

本市のごみ量は、令和3(2021)年度から実施した家庭系ごみの有料化により大きく減少し、それ以降も減少傾向が続いています。また、有価資源回収量はコロナ禍により一時中断したこともあり、それ以降も減少が続いています。

愛知県が実施している令和5(2023)年度一般廃棄物処理事業実態調査の結果では、半田市の1人1日当たり家庭系ごみ排出量は441gで、県内市町村の平均475gと比較して34g少ない状況です。これは県内54市町村のうち11番目と、県内でもごみ量が少ない状況にあります。

また、市が毎年実施しているごみ分析調査からは、家庭系ごみの中に再生利用可能な資源が多く含まれていることがわかっています。資源分別の徹底により、ごみ減量に取り組む必要があります。

図 家庭系ごみ・事業系ごみ量の推移(単位:t)

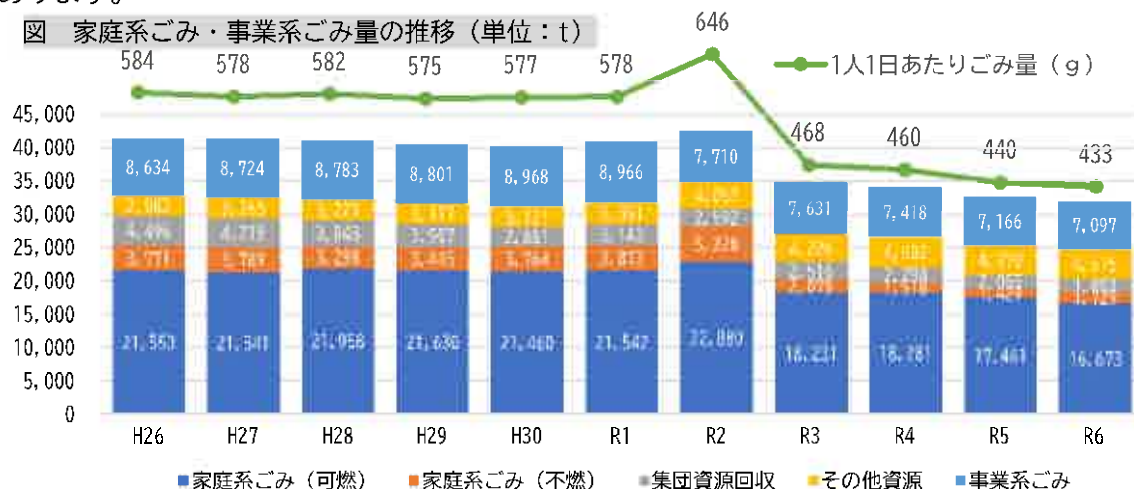
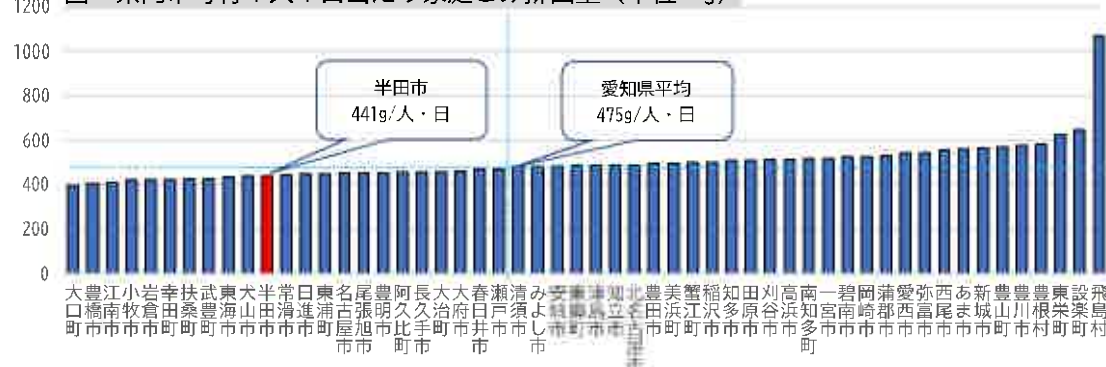


表 収集ごみに含まれる資源の混入率(半田市ごみ分析調査より)(単位:t)

	可燃			不燃			可燃+不燃		
	排出量	資源混入率	資源混入量	排出量	資源混入率	資源混入量	排出量	総混入率	資源混入量
R1	20,665	24.1%	4,980	1,969	74.1%	1,459	22,634	28.4%	6,439
R2	コロナ禍の影響により未実施								
R3	コロナ禍の影響により未実施								
R4	コロナ禍の影響により未実施								
R5	16,792	15.4%	2,586	1,153	65.2%	752	17,945	18.6%	3,338
R6	16,340	12.8%	2,092	1,066	69.4%	740	17,406	16.3%	2,832

※上記数値は、半田市が毎年実施しているごみ分析調査(サンプル調査)における資源混入率を基に、ステーションに排出されたごみ量全体に対して資源混入量を試算したもの。

図 県内市町村1人1日当たり家庭ごみ排出量(単位:g)



資料: 令和5年度 一般廃棄物処理事業実態調査結果

第5章 半田市気候変動適応計画

本項を気候変動適応法第12条に基づく「半田市気候変動適応計画」として位置づけ、温室効果ガスの削減と同時に、農業や防災減災、健康面での対策等、気候変動への適応に向けた取り組みを推進します。（気候変動適応計画の取り組みは、「柱1 ゼロカーボン社会 1-2 気候変動に備える」にも記載しています。）

1. はじめに

1) 計画策定の背景

近年、気温の上昇、大雨の頻度の増加、それに伴う農作物の品質低下や熱中症リスクの増加等、気候変動によると思われる影響が全国各地で生じており、その影響は本市にも現れています。さらに今後、これら影響が長期にわたり拡大する恐れがあると考えられています。

そのため、地球温暖化の要因である温室効果ガスの排出を削減する対策（緩和策）に加え、気候変動の影響による被害の回避・軽減対策（適応策）に取り組んでいく必要があります。

このような状況下、気候変動に関する国際的な動きとして、平成27年12月に気候変動枠組み条約の下でパリ協定が採択され、翌年11月に発行しました。パリ協定では、世界全体の平均気温の上昇を、工業化以前の水準に比べて2℃以内より十分に下回るよう抑えること並びに1.5℃までに制限するための努力を継続するという「緩和」に関する目標に加え、気候変動の悪影響に適応する能力並びに強靱性を高めるという「適応」も含め、気候変動の脅威への対応を世界全体で強化することを目的としています。

国内では気候変動適応の法的位置づけを明確にし、関係者が一丸となって一層強力に推進していくべく、平成30年6月に「気候変動適応法」が成立し、同年12月1日に施行されました。

2) 本計画策定の目的

本市においても、既に気候変動による影響が顕在化しており、今後の気候変動の進行により、これまで以上に様々な分野で影響が生じると考えられます。そこで、本市の地域特性を理解した上で、既存及び将来の様々な気候変動による影響を計画的に回避・軽減し、「市民が安心して暮らすことのできる半田市」を実現することを目的とし、本計画を策定します。

3) 計画期間

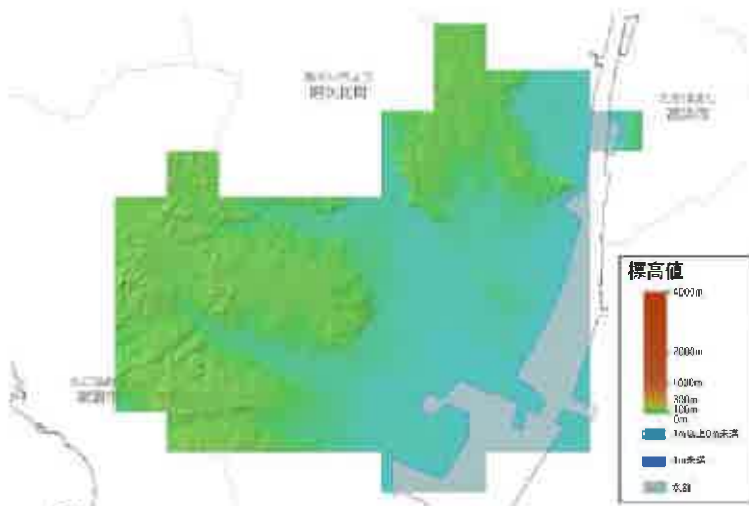
本計画では、令和8年度から令和12年度末までの5年間を計画期間とします。

2. 半田市の特徴

1) 半田市の基礎情報

●自然的条件

本市は、名古屋市の南、中部国際空港の東にあり、知多半島の中央部東側に位置しています。市の東側は衣浦湾に面し、西側は知多丘陵で常滑市と接しています。市街地はかつての海岸沿いや干拓地にあり、内陸部に住宅地が広がっています。市域の東側の埋立地は主に工業用地として利用されており、丘陵部は農業用地となっています。



(出典)
地理院タイル 色別標高図
<https://maps.gsi.go.jp/development/ichiran.html#relief>

●社会的条件

①産業構造

本市における令和2年の産業就業比率は、第1次産業が1.5%、第2次産業が37.8%、第3次産業が60.7%です。平成7年から第3次産業就業比率が高まり、第2次産業就業比率が低下する傾向にあります。

②農業

本市の農家数は、平成12年から減少を続けており、令和2年には440戸にまで減少しました。平成12年から平成27年にかけて自給的農家の比率が増えていましたが、令和2年には販売農家比率が52.5%と半数を超えました。農業算出額は、平成26年から令和元年にかけて増減がありますが、概ね75億円の水準です。

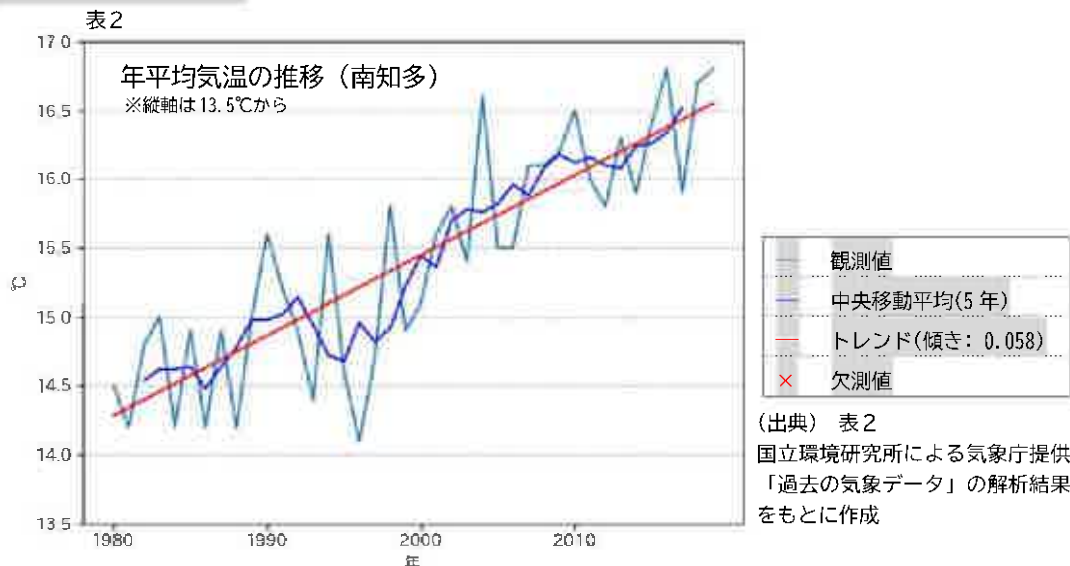
③人口推移

本市の人口は令和7年4月時点で約11.6万人、15歳未満人口は約1.4万人(12%)、15歳～64歳人口は約7.2万人(62%)、65歳以上人口は約3.0万人(26%)となっています。近年の人口はほぼ横ばいの傾向となっています。65歳以上の人口の増加率は高く、平成27年3月から令和7年4月までの増加率は10.8%でした。

2) これまでの半田市の気候の変化

●年平均気温・最低気温・最高気温

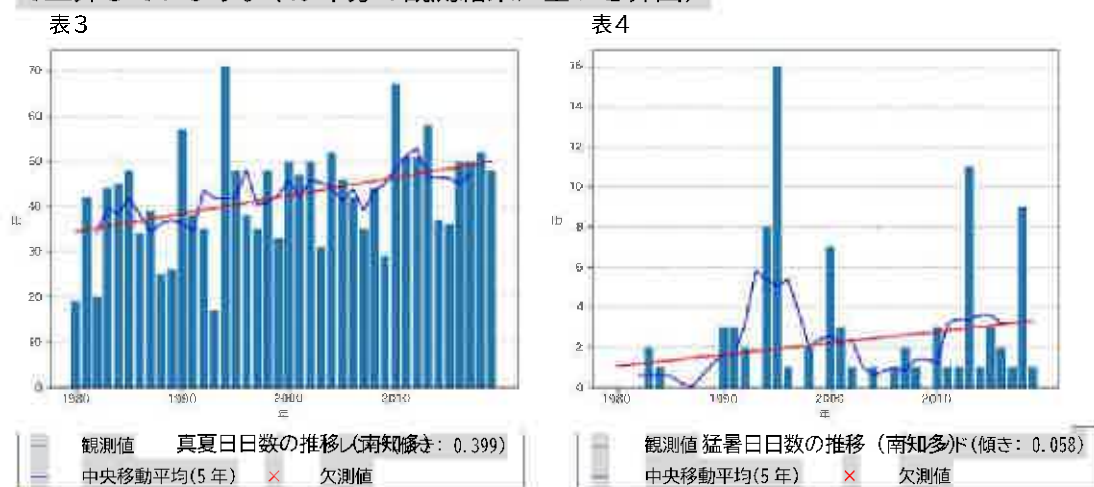
本市の年平均気温・最低、最高気温は短期的な変動を繰り返しながら上昇しており、長期的には年平均気温において、100年当たり約6.0℃の割合で上昇しています。(40年分の観測結果に基づき算出)



●真夏日・猛暑日

真夏日（日最高気温が30℃以降）の年間日数については、100年当たり約40.9日の割合で上昇しています。(40年分の観測結果に基づき算出)

猛暑日の（日最高気温が35℃以上）の年間日数については、100年当たり約5.9日の割合で上昇しています。(40年分の観測結果に基づき算出)



(出典)表3、表4 国立環境研究所による気象庁提供「過去の気象データ」の解析結果をもとに作成

3) 将来の半田市の気候・気象の変化

●年平均気温

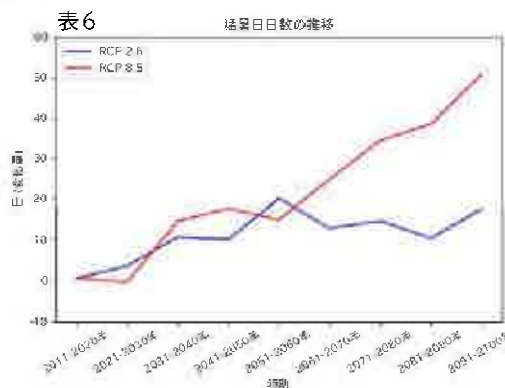
本市では、厳しい温暖化対策をとらない場合（RCP8.5 シナリオ）、21 世紀末（2081 年～2100 年）には現在（1981 年～2000 年）よりも年平均気温が約 4.7℃高くなると予測されています。パリ協定の「2℃目標」が達成された状況下であり得るシナリオ（RCP2.6 シナリオ）では、21 世紀末には現在よりも年平均気温が約 2.0℃高くなると予測されています。



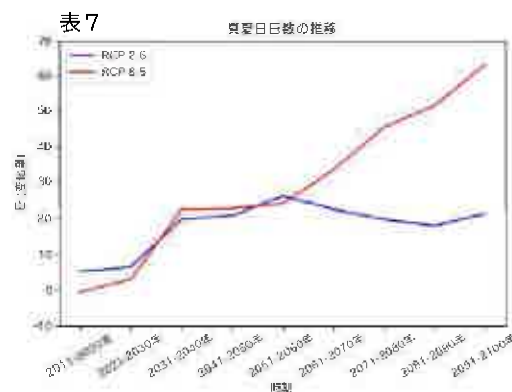
出典)表5、表6、表7
 崎 紀子 (2020). CMIP5 をベースにし
 : CDFM 手法による日本域バイアス補正
 候シナリオデータ, Ver. 201909, 国立環
 研究所 地球環境研究センター,
 si:10.17595/20200415.001.

●真夏日・猛暑日

本市では、厳しい温暖化対策をとらない場合（RCP8.5 シナリオ）、基準年（1981 年～2000 年）と比べ猛暑日が 100 年間で年間約 45 日増加、真夏日が約 58 日増加すると予測されています。パリ協定の「2℃目標」が達成された状況下であり得るシナリオ（RCP2.6 シナリオ）では、猛暑日が 100 年間で年間約 14 日増加、真夏日が約 20 日間増加すると予測されています。



猛暑日の推移予測（半田市）



真夏日の推移予測（半田市）

3. 適応に関する基本的な考え方と気候変動の影響

1) 適応に関する基本的な考え方

本市における気候変動への適応を進めるにあたり、愛知県が実施した気候変動影響の整理及びその評価を基に、本市が今後重点的に取り組む分野・項目を選定しました。

表8

分野	大項目	小項目	県の評価		
			重大性	緊急性	確信度
農業	農業	水稻	○	○	○
林業		家畜	○	△	△
水産業		病害虫・雑草等	○	○	○
自然生態系	分布・個体群数の変動		○	○	○
自然災害・	河川	洪水	○	○	○
沿岸域	沿岸	高潮・高波	○	○	○
健康	暑熱	死亡リスク等	○	○	○
		熱中症等	○	○	○
国民生活・都市生活	その他	暑熱による生活への影響等	○	○	○

【重要性】○：特に重大な影響が認められる ◇：影響が認められる ー：現状では評価できない

【緊急性】○：高い △：中程度 □：低い ー：現状では評価できない

【確信度】○：高い △：中程度 □：低い ー：現状では評価できない

2) 将来の気候変動影響

本市において将来予測される気候変動による影響について、国や県の報告書を基に、影響が大きいと考えられる項目について整理しました。

- 水稻**：コメの収量は、現在より3℃上昇までの気温上昇では増加、それ以上の上昇は減少の予測です。一等米の比率は、高温耐性品種への作付転換が進まない場合、全国的に低下する可能性があります。
- 家畜**：豚や肉用鶏等の成長への影響が大きくなる可能性があります。暑さに対する畜舎整備が必要となり、経営存続が難しくなる恐れがあります。
- 洪水**：災害の原因となる豪雨等による大規模な水害の発生が懸念されます。強い台風の増加等で、高潮等の浸水による工場や出荷物への被害が懸念されます。
- 健康**：熱中症による救急搬送人員が今世紀末には現在に比べ2倍以上になることが予想されています。（出典：国立環境研究所 環境儀 No. 32）
- その他**：短時間強雨や渇水の増加、強い台風の増加によるインフラ・ライフライン等への影響の増加が懸念されます。

4. 各主体の取り組み

市	・ 市民や事業者の適応に関する取り組みを促進するため、国立環境研究所 気候変動適応センター、愛知県気候変動適応センター等から、気候変動影響についての情報を収集し、その情報を積極的に発信します。 ・ 気候変動に関わる実態把握や、自然災害・健康・産業・観光・教育等、各分野における適応策を検討し策定した気候変動適応計画を推進します。 ・ 本市における政策に適応の視点を組み込み、施策等を進めることで、現在及び将来における気候変動影響へ対応します。
市民	・ 気候変動の影響への理解深め、影響に関する情報を自ら収集するなどして、その影響に対処できるように取り組みを進めます。 ・ 気候変動に伴い今後増加すると見込まれる自然災害に備えるため、家庭内での災害備蓄や、災害時の行動訓練の実施など、防災に関する準備に努めます。 ・ 熱中症対策として、暑さを避け、こまめな水分補給に努めます。高齢者や子どもなどの熱中症になりやすい人にも熱中症対策を行うよう、声をかけます。
事業者	・ 事業活動における気候変動影響やその適応策に関する理解を深めるとともに、将来の気候変動を見据え、適応の観点を組み込んだ事業展開を実施します。 ・ 気候変動に伴い今後発生する自然災害に備え、事業所施設の安全性について確認し、必要な対策を進めます。 ・ 災害時に従業員等が適切な行動をとれるよう、定期的な訓練の実施や行動マニュアル作成に努めます。 ・ 従業員等の安全確保のため、熱中症対策に努めます。

コラム

クーリングシェルの設置が進んでいます

近年、気候変動の影響もあり、国内の熱中症による救急搬送者数が増加しています。気候変動適応法に基づき、暑さをしのげる施設として市が指定する施設を「クーリングシェル」といい、「熱中症特別警戒アラート」の発表時には一般開放されます。

本市では、公共施設だけでなく、多くの民間施設にも協力していただき、市内各地への設置が進んでいます。



このマークが目印です

第6章 半田市生物多様性地域戦略

～みんなで進める、学びと活動を通した生物多様性保全～

本項を生物多様性基本法第13条に基づく「半田市生物多様性地域戦略」として位置づけ、生物多様性の保全と持続的な利用に関する取り組みを推進します。（本戦略の内容は、「柱3 自然共生社会」にも記載しています。）

1. 本市の自然環境の現状

市内には、市域西部の丘陵地や水田等の農地と水路、愛知用水から取水されるため池群等が点在し、本市の豊かな自然と景観を形成するうえで大きな役割を果たしています。市街地内には、古くからの社寺林、雁宿公園や任坊山公園等の公園に緑が残されており、阿久比川や矢勝川、神戸川等の河川も生物にとって重要な生育・生息環境となっています。

愛知県レッドデータリストによると、市内の水辺環境に生育する湿性・水生植物等、希少な生物が生育・生息しているものと思われます。一方で、特定外来生物であるヌートリアやアライグマ、カミツキガメ、カダヤシやブルーギル、ヒガタアシ等による生態系のかく乱も見られ、本市の豊かな生態系を次世代に残していくための取り組みが必要です。

市内のため池では、団体や地域住民によるかいどり（池干し）活動とともに、魚類生態調査、外来種の調査と駆除、藻の駆除と清掃等が行われています。その他にも、日東町の干潟では、保全活動団体による清掃活動やトビハゼが生息できる環境づくりが行われる等、地域の自然を活かした様々な活動が行われています。



半田市内の水辺マップ

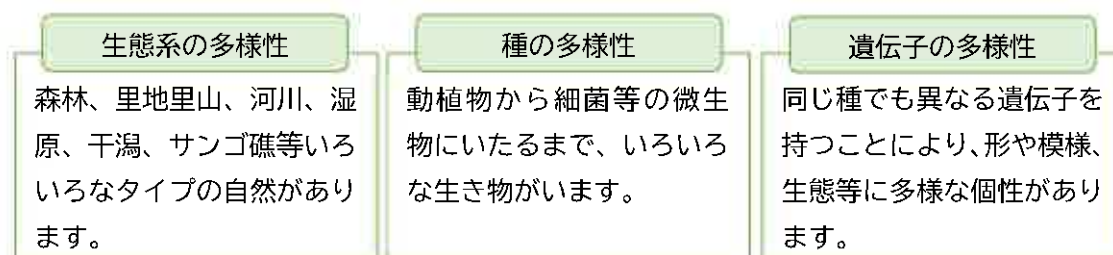
出典：半田市

2. 生物多様性とは

生物多様性とは、生き物たちの豊かな個性とつながりのことです。地球上の生き物は40億年という長い歴史の中で、様々な環境に適応して進化し、3,000万種ともいわれる多様な生き物が生まれました。これらの生命は一つひとつに個性があり、すべて直接的または、間接的に支えあって生きています。

●3つのレベルの多様性

生物多様性には、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という3つのレベルがあるとされています。



●生物多様性の恵み

私たちの暮らしは、食料や水、気候の安定等、多様な生物が関わりあう生態系からの恵み（生態系サービス）によって支えられています。



●生物多様性に迫る危機

日本の生物多様性は4つの危機にさらされています。それらは人間活動による影響が主な要因で、地球上の種の絶滅のスピードは自然状態の約100～1,000倍にも達し、たくさんの生き物たちが危機に瀕しています。

第1の危機	開発や乱獲による種の減少・絶滅、生育・生息地の減少
第2の危機	里地里山等の手入れ不足による自然の質の低下
第3の危機	外来種等の持ち込みによる生態系のかく乱
第4の危機	地球温暖化の進行や気候変動による種の絶滅や生態系の崩壊

3. 対象とする区域

本市全域とします。

4. 重点的な取り組み

●学びを通した次世代を担う人づくり

本市の豊かな自然環境を残していくためには、次世代を担うこどもたちが、ふるさとの環境を大切に思う心を持ち、行動していくための学びの場と機会が求められます。企業、地域、学校、行政の連携をより一層深め、こどもたちへの環境学習を重点的に進めます。

特に、緑地や水辺、農地等、地域の自然環境において、自然の豊かさと素晴らしさを体感しながら学ぶことは、環境を身近に感じ、環境を大切にする意識の向上につながるものです。水辺や緑地での自然観察会、ため池でのかいどり活動、企業が実施する学校での環境プログラム等、これまでの取り組みを活かしながら、フィールド・対象分野・対象種・実施主体等による様々な環境学習プログラムを整理・展開し、多様な視点からこどもたちが楽しみながら生物多様性について学ぶことができるようにします。

また、小中学校における持続可能な開発のための教育(ESD)や環境学習を効果的に進めるため、教職員への研修を行います。

市	・市民・市民活動団体・事業者等が参画した体系的で多様な環境学習システムを構築し、情報発信します。 ・様々な主体との連携・協力のもと、自然観察会の開催、農業体験、学校での環境学習等を実施します。 ・環境学習指導者の養成や人材登録と派遣等の仕組みを整備し、活用します。 ・小中学校の教職員に対する SDGs、ESD、環境学習等の研修を支援します。
市民	・地域の自然に対する理解を深め、地域の公園・緑地や水辺などの身近な自然を大切にします。 ・家族で環境問題について話し合い、環境に関心を持つとともに、出来ることから行動します。 ・はんだクリーンボランティアや自然観察会など、自然とふれあえる機会に、家族などと一緒に積極的に参加します。 ・地元の農産物を優先的に購入し、家庭での食育に取り組みます。 ・こどもたちに本市の環境や歴史について伝えたり、環境に関して学びを深め、環境学習指導者としての役割を果たします。
事業者	・小中学校への環境出前講座や情報提供等を行います。 ・市民を対象とした環境学習や施設見学会等を開催します。 ・市民・事業者・行政の協働体制づくりに協力します。

●市内に生息する生物等に関する情報収集・情報発信

河川やため池、海域等の水辺環境は、本市らしいふるさとの自然環境と景観が残る重要な空間であるとともに、生物の生育・生息環境としても重要な場となっています。これら河川やため池等の水域において、市民参加型の生物調査を継続的に実施し、市内に生育・生息する生物の情報を収集・蓄積するとともに、それらの情報を市のホームページ等で公表する等、情報発信し、市内の生物多様性に関する認識を深めます。

また、市民活動団体の協力のもと、市内に生育・生息する希少種等の生物調査を実施し、重点的に保全すべき生態系や種等について把握します。

これらの取り組みやこれまで蓄積された既存情報等をもとに、市内の自然環境や生育・生息する動植物の情報を掲載した環境マップを作成します。

市	・河川やため池における水生生物調査を実施します。 ・市民活動団体の協力のもと、市内に生育・生息する希少種等の生物調査を実施します。 ・生態系に大きな影響を及ぼすおそれのある特定外来生物の実態を把握します。 ・市内の自然環境やそこに生育・生息する動植物の情報を掲載した環境マップを作成します。 ・情報収集した生物情報等について、市民に分かりやすく情報発信します。
市民	・河川やため池における水生生物調査に参加します。 ・市内に生育・生息する希少種などの生物調査に協力します。 ・市内の自然環境やそこに生育・生息する動植物の情報を掲載した環境マップの作成に協力します。 ・市内に生育・生息する生物などに関心を持ち、生物多様性に関する認識を深めます。
事業者	・河川やため池における水生生物調査に従業員が参加します。 ・敷地内の緑地や水辺等に生育・生息する生物等の情報について情報提供します。 ・市内の自然環境やそこに生育・生息する動植物の情報を掲載した環境マップの作成に協力します。

●多様な主体の協働による体制づくり

本市における生物多様性の保全を進めていくためには、各主体がそれぞれの立場で、生物多様性の保全を意識した行動や活動を進めていく必要があります。

さらには、河川やため池等の水域、公園・緑地、企業内緑地といった多様な市内の自然環境の特性や、学校や企業、地域等でのこれまでの活動実績からみても、行政だけでなく、企業・地域・市民活動団体・学校等の多様な主体との協働による取り組みが不可欠となっています。しかしながら、本市の生物多様性の保全について全市的に情報共有したり、体系的に検討したりできる場がないことから、環境学習システムや環境情報システムの構築等とあわせて、市内の生物多様性保全に関する情報を共有する仕組みや、保全活動を推進する体制の構築を検討します。

市	・生物多様性の保全に配慮したインフラや施設等の整備を行います。 ・知多半島生態系ネットワーク協議会との連携により、広域連携による生態系ネットワークの形成を図ります。 ・生物多様性に関する全市的な情報共有の仕組みや、推進体制の構築を検討します。
市民	・市内に生育・生息する生物などに関心を持ち、生物多様性に関する認識を深めます。 ・市民・事業者・行政の協働体制づくりに協力します。
事業者	・事業活動では、緑の保全や生態系への配慮に努めるとともに、環境に配慮した工法を用います。 ・事業所や工場敷地の緑化に努めます。 ・緑地や水辺の保全・維持管理等、地域の自然環境の保全に積極的に参加・協力・支援します。 ・市民・事業者・行政の協働体制づくりに協力します。

第7章 計画の推進・進捗管理

1. 計画の推進体制

環境基本計画の推進のためには、行政の取り組みだけではなく、市民・事業者との連携・協力が不可欠です。本計画に掲げた目標を実現するために、市民・事業者・行政が良好なパートナーシップを形成しながら、協働して計画を推進します。

1) 半田市環境審議会

半田市環境審議会条例に基づき設置するもので、学識経験者、諸団体及び事業所の代表者、関係行政機関職員等で構成し、毎年度の計画の点検や評価、取り組み内容への提案を行います。

必要に応じて市長の諮問を受け、環境基本計画の策定や改定等における審議、環境に関する基本的または総合的な内容等の審議を行い、市長に答申します。

2) はんだ環境パートナーシップ会議

環境基本計画の総合的かつ実効的な推進を図るために、市民・事業者・学識経験者・行政等で組織する「はんだ環境パートナーシップ会議」を設置し、施策の企画・立案を行います。

また、それぞれの環境に関する取り組みについて、必要に応じて、市民や事業者と行政との協働の仕組みを構築し、取り組みの推進を図ります。

3) 庁内組織

環境に関する取り組みは多様な分野との連携が必要なことから、庁内会議等を通して全庁的な連携を図りながら、計画を推進します。

4) 広域連携

広域的な取り組みが必要とされる課題については、国や愛知県と連携するとともに、近隣の自治体と共通する課題については連携を進めます。

2. 計画の進行管理

計画の実効性を確保し、着実な推進を図るために、計画(PLAN)⇒実施(DO)⇒点検・評価(CHECK)⇒見直し(ACTION)のPDCAサイクルに基づき、進行管理を行います。

1) 計画の点検・評価

毎年度、環境の現況を把握するとともに、本計画に基づく具体的な施策・事業等の実施状況及び進捗指標である目標値の達成状況等を点検・評価します。

また、上記の点検・評価した結果について、市ホームページ等において公表します。

2) 点検・評価結果を受けての計画の見直し

毎年度の点検・評価結果をもとに、必要に応じて、本計画に基づく実施計画について改善や見直しを行います。

参考資料

1. 半田市環境保全条例

平成十九年三月三十日

条例第五号

半田市公言禁止条例（昭和四十九年半田市条例第六十一号）の全部を改正する。

目次

前文

第一章 総則

第一節 目的、基本理念等（第一条—第三条）

第二節 市、事業者及び市民の責務（第四条—第六条）

第二章 生活環境の保全等の措置

第一節 基本的な措置（第七条—第十七条）

第二節 工場等に関する規制（第十八条—第二十九条）

第三節 地下水の採取に関する届出（第三十条—第三十二条）

第四節 制限等（第三十三条—第四十一条）

第三章 雑則（第四十二条—第四十四条）

第四章 罰則（第四十五条—第五十三条）

附則

私たちのまち半田は、南吉童話にも描かれた美しい里山や海、川に代表される豊かな自然を背景に固有の文化と歴史を育んできた。しかしながら、私たちの暮らしが豊かになった反面、私たちは限りある資源を大量に消費し、大量の廃棄物を排出することとなった。その結果、豊かであった身近な自然は失われつつあり、地球規模での環境への影響が危惧されている。私たちは、先人が守り育ててきた豊かな自然と文化を生かしつつ、思いやりをもって、安全で美しく快適なまちに育て、次の世代に引き継ぐためこの条例を制定する。

第一章 総則

第一節 目的、基本理念等

（目的）

第一条 この条例は、生活環境及び地球環境の保全並びに循環型社会の形成（以下「生活環境の保全等」という。）についての基本理念と市、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、生活環境の保全等に関し必要な事項を定め、これに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、本市における現在及び将来の市民の健康で文化的な生活を確保することを目的とする。

（定義）

第二条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- 一 生活環境の保全 大気、水、地質等を良好な状態に保持することにより、生活環境（人の生活に密接な関係のある財産並びに人の生活に密接な関係のある動植物及びその生育環境を含む。以下同じ。）が維持・形成されることをいう。
- 二 環境への負荷 人の活動により環境に加えられる影響であって、環境の保全上の支障の原因となるおそれのあるものをいう。
- 三 地球環境保全 人の活動による地球全体の温暖化又はオゾン層の破壊の進行、海洋の汚染、野生生物の種の減少その他の地球の全体又はその広範な部分の環境に影響を及ぼす事態に係る環境の保全であって、人類の福祉に貢献するとともに市民の健康で文化的な生活の確保に寄与するものをいう。
- 四 循環型社会 製品等が廃棄物となることが抑制され、並びに製品等が循環資源となった場合においてはこれについて適正に循環的な利用が行われることが促進され、及び循環的な利用が行われない循環資源については適正な処分が確保され、もって天然資源の消費を抑制し、環境への負荷ができる限り低減される社会をいう。
- 五 公害 環境の保全上の支障のうち、事業活動その他の人の活動に伴って生ずる大気の汚染、水質の汚濁（水質以外の水の状態又は水底の底質が悪化することを含む。）、土壌の汚染、騒音、振動、地盤の沈下（鉱物の掘採のための土地の掘削によるものを除く。）及び悪臭によって人の健康又は生活環境が阻害されることをいう。
- 六 ばい塵^{（一）}
 - ア 燃料その他の物の燃焼に伴い発生するいおう酸化物
 - イ 燃料その他の物の燃焼又は熱源としての電気の使用に伴い発生するばいじん
 - ウ 物の燃焼、合成分解その他の処理（機械的処理を除く。）に伴い発生する物質で人の健康又は生活環境に係る被害を生ずるおそれがある物質（アに掲げる物質を除く。）で規則で定めるものをいう。
- 七 ばい塵発生施設 工場又は事業場（以下「工場等」という。）に設置される施設でばい塵を発生し、及び排出するもののうち、その施設から排出されるばい塵が大気の汚染の原因となるもので規則で定めるものをいう。
- 八 汚水排出施設 汚水又は廃液を排出する施設で規則で定めるものをいう。
- 九 排水 汚水排出施設又は水質届出施設を設置する工場等から河川、港湾、池沼その他公共の用に供される水域及びこれに接続する溝渠、かんがい水路その他公共用に供される水路に排出される水をいう。
- 十 騒音発生施設 工場等に設置される施設のうち、著しい騒音を発生する施設であって規則で定めるものをいう。
- 十一 振動発生施設 工場等に設置される施設のうち、著しい振動を発生する施設であって規則で定めるものをいう。
- 十二 揚水設備 動力を用いて地下水を採取するための設備であって規則で定めるものをいう。
- 十三 公共の場所 海岸、公園、広場、道路、河川その他の公共の用に供する場所及び不特定かつ多数の者が出入する屋外の場所をいう。
- 十四 枯草等 繁茂した雑草や密集した枯草が放置され、火災や犯罪発生の原因となるおそれがあるものをいう。

（基本理念）

第三条 生活環境の保全等は、市民の健康で文化的な生活を確保するため必要不可欠なものであって、何人も良好な生活環境を阻害してはならない。

- 2 生活環境の保全等は、環境の自然的構成要素が良好な状態に保持され、生物の多様性が確保され、及び人と自然が共生できるよう多様な自然環境が体系的に保全されることにより、地域の自然、文化、産業等の調和のとれた快適な環境を実現していくよう行われなければならない。
- 3 生活環境の保全等は、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な循環型社会の構築をめざし、生活環境の保全上の支障を未然に防止す

るよう行われなければならない。

- 4 生活環境の保全等は、すべての者の公平な役割分担のもとに自主的かつ積極的に行われるものであつて、生活環境の保全等に関する施策は、市、事業者及び市民の協働のもとに推進されなければならない。
- 5 生活環境の保全等は、地域の特性を活かし国際協力の見地からも積極的に推進されなければならない。

第二節 市、事業者及び市民の責務

(市の責務)

第四条 市は、生活環境の保全等に関し総合的な施策を策定し、これを計画的に実施しなければならない。

- 2 市は、市民に対して環境の状況その他の生活環境の保全等に関する必要な情報を適切に提供するように努めるとともに、生活環境の保全等に関する施策に市民及び事業者の意見を反映させるよう努めなければならない。
- 3 市は、市、事業者及び市民の協働による生活環境の保全等に関する活動を促進するための支援等を行うよう努めなければならない。
- 4 市は、自らの責任と負担によって自らの活動によって生じる公害を防止するとともに環境への負荷を低減するよう努めなければならない。

(事業者の責務)

第五条 事業者は、事業活動に伴って生ずる公害を防止するため、その責任と負担において万全の措置を講じなければならない。

- 2 事業者は、事業活動に伴う環境への負荷の低減に努めるとともに、生活環境の保全等に自ら努めなければならない。
- 3 事業者は、市長が定めるばい煙発生施設、汚水排出施設、騒音発生施設及び振動発生施設に関する規制基準を遵守しなければならない。
- 4 事業者は、市が実施する生活環境の保全等に関する施策に積極的に協力しなければならない。
- 5 事業者は、その管理に係る公害の発生源を常に点検整備するとともに公害の防止に関する管理体制を確立しなければならない。
- 6 事業者は、事業活動に伴って生じた燃えがら、汚でい、廃油、廃酸、廃アルカリ、廃プラスチック類その他の廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。
- 7 事業者は、その有する敷地内において緑化を促進し、環境の美化に努めなければならない。

(市民の責務)

第六条 市民は、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めるとともに、生活環境の保全等に自ら努めなければならない。

- 2 市民は、市が実施する生活環境の保全等に関する施策に積極的に協力しなければならない。

第二章 生活環境の保全等の措置

第一節 基本的な措置

(環境基本計画)

第七条 市長は、生活環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、生活環境の保全等に関する基本的な計画（以下「環境基本計画」という。）を定めるものとする。

- 2 環境基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。
 - 一 生活環境の保全等に関する長期的な目標及び施策の方向
 - 二 前号に掲げるもののほか、生活環境の保全等に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項
- 3 市長は、環境基本計画を定めようとするときは、市民等の意見を反映させるため、必要な措置を講ずるものとする。
- 4 市長は、環境基本計画を定めようとするときは、半田市環境審議会条例（昭和四十八年半田市条例第四十三号）に基づき設置する半田市環境審議会（以下「審議会」という。）の意見を聴かななければならない。
- 5 前二項の規定は、環境基本計画の変更について準用する。

(調査の実施及び公表)

第八条 市長は、公害の状況を把握し、及び生活環境の保全等に関する施策を適正に実施するため、必要な監視、測定、試験及び検査の体制を整備するとともに、その実施に努めるものとする。

- 2 市長は、前項の規定により明らかになった公害の状況等を公表するものとする。
- 3 市長は、公害に係る被害を受けている者又は受けるおそれのある者から当該公害の状況及び原因について、調査の申し出があつた場合は、速やかに当該公害の状況及び原因について調査するとともに、その結果等を当該申出者に通知するものとする。

(苦情の処理)

第九条 市長は、公害に関する苦情について、関係機関と協力して迅速かつ適切な処理に努めるものとする。

(協定等の締結)

第十条 市長は、環境の保全上の支障を防止するため、事業者と協議し、公害の防止及び生活環境の保全等に関し必要な事項を内容とする協定等を締結するように努めなければならない。

- 2 事業者は、市長から協定等の締結の協議の申し出を受けた場合は、誠意をもつてこれに応じなければならない。
- 3 事業者は、第一項に定める協定等が締結された場合は、誠実にこれを守守しなければならない。

(生活環境の保全等のための助成及び支援等)

第十一条 市は、事業者及び市民が自ら環境への負荷を低減するための施設の整備その他の適切な措置を執るために必要な助成措置を講ずるものとする。

- 2 市は、生活環境の保全等に関する事業者及び市民の自主的な活動の支援に努めるものとする。
- 3 市は、生活環境の保全等に関し顕著な功績があつたものを顕彰することができる。

(自然環境の保全及び創造)

第十二条 市、事業者及び市民は、生活環境の保全に資するよう緑地の保全その他自然環境の保護に努めるものとする。

(知識の普及)

第十三条 市は、生活環境の保全に関する知識の普及を図るとともに、生活環境の保全に関する意識の高揚に努めるものとする。

(環境学習の推進)

第十四条 市、事業者及び市民は、生活環境の保全等への理解を深め、地域や地球環境との望ましい関係を構築するための学習（以下「環境学習」という。）を自ら進んで行うとともに、他の者が行う環境学習に協力するよう努めるものとする。

- 2 市は、環境学習の機会の確保、広報活動の充実その他必要な措置を講じるよう努めるものとする。

(地球環境保全のための施策等の推進)

第十五条 市は、地球環境保全のための施策を積極的に推進するよう努めるものとする。

- 2 事業者は、事業活動において、電気、燃料等の効率的な使用、再生品の使用等による資源の有効利用、建築物等の緑化その他の地球環境保全のための措置に取り組むよう努めるものとする。
- 3 市民は、地球環境保全のため、電気、燃料等の効率的な使用、製品の長期使用、再生品の使用、地域における環境保全活動への積極的な参加等環境にやさしい暮らしの実践に努めるものとする。

(環境物品等の調達の推進)

第十六条 市は、物品及び役務の調達に関し、当該年度の予算及び事務又は事業の予定等を勘案して、環境物品等（国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成十二年法律第百号）第二条第一項に規定する環境物品等をいう。）の調達に努めるものとする。

(広域行政の促進)

第十七条 市長は、国、他の地方公共団体等と連携を密にして、広域的な環境行政を促進するよう努めなければならない。

第二節 工場等に関する規制

(規制基準)

第十八条 市長は、ばい煙、排水、騒音又は振動による公害を防止するため、規則で規制に関する基準（以下「規制基準」という。）を定めることができる。

2 市長は、前項の規制基準を定め、又は変更しようとするときは、審議会の意見を聴かなければならない。

(ばい煙発生施設等の設置の届出)

第十九条 ばい煙発生施設又は汚水排出施設を設置しようとする者は、規則で定めるところにより次に掲げる事項を設置工事を開始する日の六十日前までに市長に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
- 二 工場等の名称及び所在地
- 三 ばい煙及び汚水（以下「汚染物質等」という。）の排出又は発生に係る施設の種類
- 四 汚染物質等の排出又は発生に係る施設の構造、使用の方法及び管理の方法
- 五 汚染物質等の量及び処理の方法
- 六 その他規則で定める事項

(経過措置)

第二十条 一の施設がばい煙発生施設又は汚水排出施設となった際、現にその施設を設置している者（設置の工事をしている者を含む。）は、当該施設がばい煙発生施設又は汚水排出施設となった日から三十日以内に規則で定めるところにより前条に掲げる事項を市長に届け出なければならない。

(ばい煙発生施設等の構造等の変更の届出)

第二十一条 前二条の規定により届出をした者（以下「ばい煙発生施設等届出者」という。）は、その届出に係る第十九条第四号から第六号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、変更する日の六十日前までに規則で定めるところによりその旨を市長に届け出なければならない。

(氏名の変更等の届出)

第二十二条 ばい煙発生施設等届出者は、その届出に係る第十九条第一号若しくは第二号に掲げる事項に変更があつたとき、又はその届出に係るばい煙発生施設又は汚水排出施設の使用を廃止したときは、その日から三十日以内に規則で定めるところによりその旨を市長に届け出なければならない。

(承継)

第二十三条 ばい煙発生施設等届出者からその届出に係るばい煙発生施設又は汚水排出施設を譲り受け又は借り受けた者は、当該ばい煙発生施設又は汚水排出施設に係る当該届出をした者の地位を承継する。

- 2 ばい煙発生施設等届出者について相続又は合併があつたときは、相続人又は合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、当該届出をした者の地位を承継する。
- 3 前二項の規定によりばい煙発生施設等届出者の地位を承継した者は、その承継があつた日から三十日以内に規則で定めるところによりその旨を市長に届け出なければならない。

(計画変更命令等)

第二十四条 市長は、第十九条又は第二十一条の規定による届出があつた場合において、その届出に係るばい煙発生施設若しくは汚水排出施設の設置又は施設の変更により公害が発生するおそれがあると認めるときは、その届出をした日から六十日以内に限り、その届出をした者に対し、その届出に係るばい煙発生施設若しくは汚水排出施設の構造又は使用の方法、汚染物質等の処理若しくは防止の方法に関する計画の変更を勧告し、又は命ずることができる。

(改善勧告又は命令)

第二十五条 市長は、ばい煙、排水、騒音又は振動の発生施設を設置している者が第十八条の規定による規制基準に違反し、又は違反するおそれがあると認めるときは、その者に対し期限を定めて当該ばい煙発生施設又は汚水排出施設における汚染物質等の処理の方法、施設等の構造又は作業の方法その他必要な措置をとるべきことを勧告若しくは命令し、又は当該ばい煙発生施設又は汚水排出施設の使用の一時停止を命ずることができる。ただし、騒音発生施設又は振動発生施設については、防止の方法の改善又は使用の方法若しくは配置を変更すべきことを勧告し、又は命ずることができる。

(改善措置の報告等)

第二十六条 前条の規定による命令等を受けた者が、その措置を講じたときは、速やかにその旨を市長に報告しなければならない。

(事故時の措置)

第二十七条 ばい煙発生施設又は汚水排出施設から排出される汚染物質等のうち規則で定めるもの（以下「指定物質」という。）を排出する者は、当該指定物質の排出に係る施設について故障、破損その他の事故が発生したことにより指定物質が多量に排出されたときは、直ちにその事故について応急の措置を講ずるほか、その事故の状況並びにその事故についての応急の措置の内容及び復旧工事に関する計画を速やかに市長に届け出なければならない。

2 市長は、前項に規定する事故が発生した場合において人の健康が損なわれ、又は損なわれるおそれがあると認めるときは、当該指定物質を排出する者に対し、その施設の一時停止等緊急措置を講ずべきことを命ずることができる。

(ばい煙量等及び排水の汚染状態の測定等)

第二十八条 ばい煙排出者又は排水を排出する者は、規則で定めるところにより、当該ばい煙発生施設に係るばい煙量若しくはばい煙濃度又は当該排水の汚染状態を測定し、その結果を記録しておかなければならない。

(ばい煙届出施設等の届出)

第二十九条 ばい煙を著しく発生し、若しくは排出する施設（ばい煙発生施設を除く。）であつて、規則で定める施設（以下「ばい煙届出施設」という。）又は汚水若しくは廃液を著しく排出する施設（汚水排出施設を除く。）であつて規則で定める施設（以下「水質届出施設」という。）を設置しようとする者又は設置している者は、規則で定めるところにより次の事項を市長に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- 二 工場等の名称及び所在地
- 三 ばい煙届出施設又は水質届出施設の種類
- 四 ばい煙届出施設又は水質届出施設の構造
- 五 ばい煙届出施設又は水質届出施設の使用の方法
- 六 ばい煙届出施設にあっては、ばい煙の処理の方法、水質届出施設にあっては、その水質届出施設から排出される汚水又は廃液の処理の方法
- 七 水質届出施設にあっては、排水の汚染状態及び量その他の規則で定める事項

2 前項の規定により届出をした者は、ばい煙届出施設若しくは水質届出施設に係る同項第一号及び第二号に掲げる事項に変更があつたとき、その届出に係る施設の使用を廃止したとき、又はばい煙届出施設にあってはその届出に係る同項第四号から第六号までに掲げる事項、水

質届出施設にあってはその届出に係る同項第四号から第七号までに掲げる事項の変更をしようとするときは、規則で定めるところによりその旨を市長に届け出なければならない。

第三節 地下水の採取に関する届出

(届出)

第三十条 揚水設備により地下水を採取しようとする者（以下「採取者」という。）は、当該揚水設備ごとに規則で定めるところにより次に掲げる事項を工事を開始する日の三十日前までに市長に届け出なければならない。

- 一 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所
- 二 揚水設備の設置場所
- 三 ストレーナーの位置
- 四 揚水機の前動機の前格出力
- 五 揚水機の前出口の前面積
- 六 その他市長が必要と認める事項

(揚水量の報告)

第三十一条 採取者は、規則で定めるところにより揚水量を測定し、その結果を市長に報告しなければならない。

(勧告)

第三十二条 市長は、地下水の採取による地盤の沈下を防止するために特に必要があると認めるときは、当該採取者に対し期限を定めて地下水の採取を制限すべきことを勧告することができる。

第四節 制限等

(屋外燃焼行為の禁止)

第三十三条 何人もゴム、皮革、合成樹脂その他の燃焼に伴って著しくばい煙又は悪臭を発生する物質であって規則で定めるものを屋外において焼却炉を用いなくて多量に燃焼させてはならない。ただし、法令若しくはこれに基づく処分により燃焼させる場合又は公益上若しくは社会の習慣上やむを得ず燃焼させる場合若しくは周辺地域の生活環境に与える影響が軽微である場合は、この限りでない。

(自動車の適正な使用)

第三十四条 自動車（道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第二条で規定する自動車及び前動機付自転車という。以下同じ。）の所有者又は使用者は、当該自動車の効率的な利用に努めるとともに、公共交通機関の利用等により自動車の走行量の抑制に努めなければならない。

2 自動車の所有者及び使用者は、当該自動車の運行に伴い発生する排出ガス及び騒音の低減を図るため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 排出ガス減少のための有効な整備を行うこと。
- 二 不必要な排出ガスを排出又は騒音を発生させないように適正な運転をすること。
- 三 不必要な改造をせず適正な整備をすること。
- 四 駐車又は停車するとき当該自動車の前動機を停止すること。ただし、道路交通法（昭和三十五年法律第五号）第三十九条第一項に規定する緊急自動車に当該緊急業務に使用している場合その他規則で定める場合を除く。

(低公害車等の使用等)

第三十五条 自動車を購入し、又は使用しようとする者は、環境への負荷がより少ない自動車で規則で定めるものを購入し、又は使用するよう努めなければならない。

(近隣の静穏保持)

第三十六条 何人も、生活環境の保全上、静穏を必要とする場所において、音響機器音、楽器音、放歌、花火の爆発音等によりみだりに近隣の静穏を害する行為をしてはならない。

(深夜の騒音を発生させる行為の制限)

第三十七条 何人も、公共の場所のうち特に深夜の静穏保持が必要な場所として規則で定める場所（以下「禁止場所」という。）において、深夜（午後十一時から翌日の午前六時までの時間をいう。）に騒音を発生させる行為として規則で定める行為（以下「禁止行為」という。）をしてはならない。ただし、法令による許認可を受けたとき又は市長が特に支障がないと認めたときはこの限りでない。

2 市長は、前項の禁止場所及び禁止行為を定め、又は変更しようとするときは、審議会の意見を聴かななければならない。

(枯草等の除去)

第三十八条 半田市内に土地を所有、占有又は管理する者（以下「土地所有者等」という。）は、その土地の枯草等を除去するように努めなければならない。

(空き缶等ごみ散乱防止)

第三十九条 何人も、空き缶、空きびんその他の飲料を収納していた容器、たばこの吸い殻、チューインガムのかみかす、包装紙、収納袋、印刷物その他これらに類する物（以下「空き缶等」という。）を公共の場所及び他人の土地、建物等にみだりに捨てるなどし、これを散乱させてはならない。

2 自動販売機により容器入り飲料を販売する者は、当該容器入り飲料を販売する場所に空き容器の回収容器を設置し、これを適正に維持管理するとともに、その設置する場所の周辺の清掃を行わなければならない。

3 土地所有者等は、空き缶等を捨てられないようにするために、その占有し、又は管理する場所の適切な管理に努めなければならない。

(飼犬等のふん害防止)

第四十条 犬等愛玩動物（以下「飼犬等」という。）を飼養管理している者は、飼養管理している飼犬等のふんを公共の場所及び他人の土地、建物等に放置してはならない。

(勧告及び命令)

第四十一条 市長は、第三十三条、第三十四条第二項、第三十六条、第三十七条第一項及び第三十八条から前条までの規定に違反する行為により、人の健康又は生活環境が損なわれるおそれがあると認めるときは、当該違反行為をする者に対し、その事態を除去するために必要な限度において、当該違反行為の停止その他必要な措置を講ずべきことを勧告することができる。

2 市長は、前項の規定による勧告を受けた者がこれに従わないときは、期限を定めて、同項の事態を除去するために必要な限度において、当該違反行為の停止その他必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

第三章 雑則

(報告又は調査)

第四十二条 市長は、この条例の施行に必要な限度において工場等を設置している者に対し、施設の状況、汚染物質等の処理の方法その他必要な事項に関し、報告を求め、又は市の職員に工場等に立ち入らせ必要な書類、施設その他の物件又は汚染物質の排出若しくは地下水の採取の状況を調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

(違反者の公表)

第四十三条 市長は、この条例に違反して著しく公害を発生させている者があると認めるときは、その者の氏名又は名称及び違反の状況を

公表するものとする。

(規則への委任)

第四十四条 この条例に定めるもののほかこの条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

第四章 罰則

第四十五条 第二十五条の規定による命令に違反した者は、一年以下の拘禁刑又は五十万円以下の罰金に処する。

第四十六条 第二十四条又は第二十七条第二項の規定による命令に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第四十七条 第二十七条第一項の規定による届け出をせず、又は虚偽の届け出をした者は、二十万円以下の罰金に処する。

第四十八条 第三十九条第二項の規定に違反し、第四十一条第二項の規定による命令に従わない者は、五万円以下の罰金に処する。

第四十九条 第四十二条第一項の規定による報告をせず、若しくは虚偽の報告をした者又は同項の規定による調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者は、三万円以下の罰金に処する。

第五十条 第三十九条第一項又は第四十条の規定に違反し、第四十一条第二項の規定による命令に従わない者は、二万円以下の罰金に処する。

第五十一条 第十九条又は第二十条の規定による届け出をせず、又は虚偽の届け出をした者は、一万円以下の罰金に処する。

第五十二条 第二十一条、第二十二条、第二十三条又は第三十条の規定による届け出をせず、又は虚偽の届け出をした者は、料料に処する。

第五十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業員が、その法人又は人の業務に関し、前八条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成十九年四月一日から施行する。

(半田市生活環境の保全、確保に関する基本条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

一 半田市生活環境の保全、確保に関する基本条例（昭和五十一年半田市条例第十二号）

二 半田市枯草等の除去に関する条例（昭和五十一年半田市条例第十三号）

三 半田市空き缶等ごみ散乱及びふん害防止条例（平成八年半田市条例第八号）

(経過措置)

3 この条例の施行前に改正前の半田市公害防止条例の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この条例中にこれに相当する規定があるときは、当該規定によりされたものとみなす。

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(半田市放置自転車等防止条例の一部改正)

5 半田市放置自転車等防止条例（昭和六十三年半田市条例第十四号）の一部を次のように改正する。

第一条中「半田市生活環境の保全、確保に関する基本条例（昭和五十一年半田市条例第十二号）第五条第一項の規定に基づき、」を削る。

(半田市みどりのまちづくり条例の一部改正)

6 半田市みどりのまちづくり条例（昭和六十二年半田市条例第十三号）の一部を次のように改正する。

第一条中「半田市生活環境の保全、確保に関する基本条例（昭和五十一年半田市条例第十二号）の本旨を達成するため、」を削る。

2. 半田市環境審議会委員名簿

所 属 等	氏 名
日本福祉大学国際学部 特任教授	◎ 千頭 聡
半田市医師会 理事	○ 竹内 晋平
知多薬剤師会 理事	服部 万里子
愛知県環境審議会専門員	榊原 靖
知多印刷株式会社 取締役	酒井 元子
半田市区長連絡協議会 理事	榊原 善弘
ハンドメイドスマイルクラブ 代表	岩浪 房子
愛知県地球温暖化防止活動推進員	安達 典孝
半田こどもエコクラブ 代表	山田 和男
愛知県知多県民事務所 環境保全課長	澤田 和孝
半田市市民経済部長	大山 仁志

半田市副市長	山本 卓美
--------	-------

◎会長 ○副会長

(敬称略、順不同)

3. 半田市環境基本計画策定委員会委員名簿

所 属 等	氏 名
日本福祉大学国際学部 特任教授	◎ 千頭 聡
半田市医師会 理事	○ 竹内 晋平
知多薬剤師会 理事	服部 万里子
愛知県環境審議会専門員	榊原 靖
知多印刷株式会社 取締役	酒井 元子
半田市区長連絡協議会 理事	榊原 善弘
ハンドメイドスマイルクラブ 代表	岩浪 房子
愛知県地球温暖化防止活動推進員	安達 典孝
半田こどもエコクラブ 代表	山田 和男
愛知県知多県民事務所 環境保全課長	澤田 和孝
半田市市民経済部長	大山 仁志
知多乗合株式会社 執行役員管理部長	長瀬 敏裕
はんだ環境パートナーシップ会議	牧野 純子
半田市産業課長	榊原 正彦
半田市学校教育課長	内藤 誠
半田市都市計画課長	田中 賢
半田市市民協働課長	渡辺 富之

◎委員長 ○副委員長

(敬称略、順不同)

4. 半田市環境基本計画策定作業部会委員名簿

所属等	氏 名
企画部企画課 主査	山田 耕平
企画部市民協働課 主事	榊原 沙恵
総務部総務課 主事	小笠原 裕一
市民経済部産業課 主査	榊原 慎也
市民経済部観光課 主事	藤原 薫
福祉部健康課 主事	鳥居 璃香
建設部土木課 主査	三浦 晃輔
建設部市街地整備課 主事	大岩 佑輔
建設部都市計画課 主査	近藤 佑也
教育部学校教育課 主事	山下 哲史
教育部学校給食センター 主事	竹内 博章
教育部新美南吉記念館 主事	竹内 裕子
水道部下水道課 主事	飯田 道夫

5. 計画改訂の経過

日 程	会議体等	内 容
令和7年 (2025)	5月	半田市の環境に関する意識調査 (市民、事業者、小・中学生)
	7月	第1回 半田市環境審議会【諮問】 ・諮問 ・中間評価(令和6年度評価含む)
		第1回 環境基本計画作業部会 ・目標値の再設定
	8月	第1回 環境基本計画策定委員会 ・計画改訂のスケジュールについて ・中間評価(案)の決定 ・目標値の設定
		第2回 環境基本計画作業部会 ・素案の作成
		環境基本計画 市民ワークショップ 場所: 市民交流センター
	9月	第3回 環境基本計画作業部会 ・素案の作成
	10月	第4回 環境基本計画作業部会 ・素案の作成
	11月	第2回 環境基本計画策定委員会 ・素案に対する意見聴取
令和8年 (2026)	1～2月	第2次環境基本計画 後期計画(案)のパブリックコメント
	2月	第5回 環境基本計画作業部会 ・パブリックコメントの意見反映
	3月	第3回 環境基本計画策定委員会 ・パブリックコメントの意見への対応について ・半田市環境基本計画 後期計画(最終案)について 第2回 環境審議会【答申】 第2次半田市環境基本計画 後期計画策定

6. 用語説明

用 語	説 明	頁
＝数字・アルファベット＝		
3010（サンマルイチマル）運動	宴会時の食べ残しを減らすためのキャンペーン。＜乾杯後 30 分間＞は席を立たずに料理を楽しみましょう、＜お開き 10 分前＞になったら、自分の席に戻って、再度料理を楽しみましょうと呼びかけて、食品ロスを削減するもの。	23, 51
3 R	Reduce（リデュース：製品をつくる時に使う資源の量を少なくすることや廃棄物の発生を少なくすること）、Reuse（リユース：使用済製品やその部品等を繰り返し使用すること）、Recycle（リサイクル：廃棄物等を原材料やエネルギー源として有効利用すること）の3つのRの総称。	13, 14, 23
CO ₂ 排出量実質ゼロ	CO ₂ などの温室効果ガスの人為的な発生源による排出量と、森林等の吸収源による除去量との間の均衡を達成すること。	1, 2, 10 46
CO ₂ フリー電力	発電時に二酸化炭素（CO ₂ ）を排出しないでつくられる電力のこと。太陽光発電など再生可能エネルギーは化石燃料を使用しないため、環境負荷が比較的低く、持続可能なエネルギー源として注目されている。	5, 20
CCUS	Carbon dioxide Capture, Utilization and Storage の略称で、分離・回収した CO ₂ を貯留し、有効活用しようというもの。	47
HEMS（ヘムス）	Home Energy Management System の略称。家庭のエネルギー管理システムのこと。家電製品や給湯機器をネットワーク化し、表示機能と制御機能を持つシステムのこと、家庭の省エネルギーを促進するツールとして期待される。制御機能には、遠隔地からの機器のオンオフ制御や、温度や時間などの自動制御がある。	18, 48
IPCC	Intergovernmental Panel on Climate Change の略称で、日本語では「気候変動に関する政府間パネル」と呼ばれる。1988 年に世界気象機関（WMO）と国連環境計画（UNEP）によって設立された政府間組織。	2, 44
ISO14001	環境マネジメントシステムの構築及びそれに伴う環境パフォーマンスの改善を継続的に進めていくための「国際規格」。ISO（International Organization for Standardization：国際標準化機構）が定めた。ISO とは、世界 165 カ国（令和 3 年現在）の「国内標準」を定める組織の連合体のこと。	42
RCP	Representative Concentration Pathways（代表的濃度経路）の略称で、政策的な緩和策を前提として、2100 年の CO ₂ 濃度の水準に応じて RCP8.5、RCP6.0、RCP4.5、RCP2.6 の4つのシナリオがある。RCP に続く数値が大きいほど、2100 年における放射強制力（温暖化を引き起こす効果）が大きい。RCP2.6 は、可能な限りの温暖化対策を施した場合の（最も温暖化を抑えた）シナリオで、RCP8.5 シナリオは、CO ₂ 排出削減などの温暖化対策を今以上に施さなかった場合の（最も温暖化が進む）シナリオ。	44, 56

用語	説明	頁
RE100	企業が自らの事業の使用電力を 100%再生可能エネルギーで賄うことをめざす国際的なイニシアティブで、世界や日本の企業が参加している。	18, 19, 48 49
SDGs (エス ディー・ジー ズ)	持続可能な開発目標 (Sustainable Development Goals) の略称。2030 年までに持続可能でよりよい世界をめざす国際目標のことで、「誰ひとり取り残さない」社会を築くことをめざして、先進国と途上国が一丸となって達成すべき 17 の目標 (ゴール) と、目標をより具体的に示した 169 のターゲットからなる。2001 年に策定されたミレニアム開発目標 (MDGs) の後継として、2015 年 9 月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載。	2, 10, 11 14, 15, 39 42, 45, 61
SNS	ソーシャルネットワーキングサービス (Social Networking Service) の略称で、登録された利用者同士が交流できる Web サイトの会員制サービスのこと。	7
ZEB	ネット・ゼロ・エネルギー・ビル (Net Zero Energy Building) の略称。快適な室内環境を実現しながら、建物で消費する年間の一次エネルギーの収支をゼロにすることをめざした建物。省エネによって使うエネルギーをへらし、創エネによって使う分のエネルギーをつくることで、エネルギー消費量を正味 (ネット) でゼロにすることをめざす。	47
ZEH (ゼ ッ チ)	ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス (Net Zero Energy House) の略称。年間の一次エネルギー消費量の収支がゼロとすることをめざした住宅。外皮の断熱性能等を大幅に向上させるとともに、高効率な設備システムの導入により、室内環境の質を維持しつつ大幅な省エネルギーを実現した上で、再生可能エネルギーを導入することにより収支ゼロをめざす。	18, 47, 48
=あ行=		
エコアクション 21	1996 年 9 月の ISO14001 の発行に合わせて環境庁 (当時) から出された中小企業向けの環境保全活動推進プログラム。内容としては環境への負荷の自己チェック、取り組みの自己チェックと環境保全計画の策定及び環境活動レポートの公表からなる。	42
エコドライブ	省エネルギー、二酸化炭素や大気汚染物質の排出削減のための運転技術を指す概念。関係する様々な機関がドライバーに呼びかけている。主な内容は、アイドリングストップを励行し、経済速度の遵守、急発進や急加速、急ブレーキを控えること、適正なタイヤ空気圧の点検などが挙げられる。	19, 47
エネルギーの 地産地消	地域で生産されたエネルギーを地域内で消費すること。地域コミュニティのエネルギー自立が促進され、外部からのエネルギー依存度を低減することが可能となり、地域経済の活性化や環境負荷の低減に寄与する。	16, 17, 18 19, 48
温室効果ガス	地表を暖める働きがあるガスのこと。大気中の二酸化炭素やメタン、一酸化二窒素などが挙げられ、太陽からの熱を地球に封じ込めてしまう。京都議定書では、地球温暖化防止のため、二酸化炭素と、メタン、一酸化二窒素のほか、HFC 類、PFC 類、SF6 が削減対象の温室効果ガスと定められた。	2, 4, 13 16, 17, 20 35, 43, 44 45, 46, 51 53

用語	説明	頁
=か行=		
海洋プラスチック	海に行き着いたプラスチックのこと。プラスチックは自然分解がされにくく、一度海に流出してしまうと波や風などにより徐々に砕けていくものの、長年原型を保ったまま残り続ける。海を広範囲にわたり汚すと同時に、海洋生態系をはじめ漁業や観光業などを生業にする人々、私たちの健康にも影響をおよぼす。	1, 10, 22 31, 32, 45 50
合併処理浄化槽	生活排水のうち、し尿（トイレ汚水）と雑排水（台所や風呂、洗濯などからの排水）を併せて処理することができる浄化槽を指している。これに対して、し尿のみを処理する浄化槽を単独処理浄化槽という。	32, 33
環境配慮経営	経済成長と環境保全の両立をはかる「経済のグリーン化」を実現するために、事業者による環境に配慮した経営のこと。	4
環境保全型農業	農業の持つ物質循環機能を生かし、生産性との調和などに留意しつつ、土づくり等を通じて化学肥料、農薬の使用等による環境負荷の軽減に配慮した持続的な農業のこと。	29, 34
環境保全協定	環境問題や社会の意識変化に対応するため、事業所の責務と役割を明確にするとともに、事業活動に伴う環境負荷低減を図ることを目的に、市内の事業所と締結している協定。協定では、事業所ごとに、法令で定められた環境に関する基準よりもさらに厳しい自社基準や協定基準、基準を守るための計画を定め、また地球温暖化対策や廃棄物対策等を実施することなど、環境に配慮した事業活動を行うことが明記されている。	18, 20, 31 32, 33, 48
環境マネジメントシステム（EMS）	「環境管理」又は「環境マネジメント」のための工場や事業所内の体制・手続き等の仕組みのこと。環境管理とは、組織や事業者が、その運営や経営の中で自主的に環境保全に関する取り組みを進めるに当たり、環境に関する方針や目標を自ら設定し、これらの達成に向けて取り組んでいくこと。	41, 42
気候変動	現在、世界各地で様々な気候変動が見られている。世界の平均気温は上昇傾向にあり、さらには、降水の多い地域と少ない地域の差の拡大や、海面水位と海面水温の上昇が問題視されている。日本においても近年は猛暑日の日数が増加傾向にある上に、大雨となる日数も増加している。	1, 2, 3, 9, 10, 14, 17 21, 39, 44 53, 57, 58 60
光化学オキシダント	自動車や工場・事業場などから排出される大気中の窒素酸化物、揮発性有機化合物などが、太陽からの紫外線を受け、光化学反応を起こして作り出される物質の総称。光化学オキシダント濃度が高くなり、空が白く「もや」がかかったような状態を「光化学スモッグ」と呼ぶ。	7, 31
=さ行=		
再生可能エネルギー	有限で枯渇の危険性を有する石油・石炭などの化石燃料や原子力と対比して、自然環境の中で繰り返し起こる現象から取り出すエネルギーの総称。具体的には、太陽光や太陽熱、水力や風力、バイオマス、地熱、波力、温度差などを利用した自然エネルギーと、廃棄物の焼却熱利用・発電などのリサイクルエネルギーなど。	2, 5, 13, 16, 17, 18 19, 20, 35 41, 47, 48 51

用 語	説 明	頁
再エネ 100 宣言 RE Action	企業、自治体、教育機関、医療機関等の電力需要家が、使用電力を100%再生可能エネルギーに転換する意思と行動を示すことで市場や政策を動かし、社会全体の再エネ利用 100%を促進する枠組みのこと。	18
資源循環	製品や材料を廃棄せず、再利用やリサイクルを通じて資源として活用し続ける仕組みのこと。	6, 13, 14, 15, 16, 22, 45, 50
持続可能な開発のための教育 (ESD)	環境、貧困、人権、平和、開発といった様々な問題を自らの問題として捉え、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと。そして、それにより持続可能な社会を創造していくことをめざす学習や活動。持続可能な社会づくりの担い手を育む教育のこと。	39, 61
循環型都市	資源の再利用と廃棄物の最小化を目指す都市のこと。	4
省エネ診断	省エネの専門家が、工場・事務所・店舗・病院・福祉施設・学校・ホテルなどを個別に訪問して、エネルギーの無駄遣いや省エネのヒントを見つけること。コスト削減につながるような設備機器の使い方や、設備の更新、活用できる補助金などについても提案を行う	18, 47, 48
食品ロス	本来食べられるにもかかわらず、捨てられてしまう食べ物のこと。家庭では、食べ残しや、調理時に皮を厚くむきすぎるなどの過剰除去、消費期限や賞味期限切れ等による直接廃棄などが主な原因。日本では平成 29 年度に、約 612 万トンの食品ロス（事業者から約 328 万トン、家庭から約 284 万トン）が発生したと推計されており、可燃ごみとして燃やすことによる CO ₂ 排出等の環境負荷も問題となっている。	1, 10, 22, 23, 24, 45, 47, 51
生物多様性	生き物たちの豊かな個性とつながりのこと。地球上では 3,000 万種ともいわれる多様な生き物が生まれており、これらの生命は一つひとつに個性があり、全て直接に、間接的に支えあって生きている。生物多様性条約では、生態系の多様性・種の多様性・遺伝子の多様性という 3 つのレベルで多様性があるとしている。	3, 9, 13, 26, 28, 29, 59, 60, 61, 62, 63
ゼロエミッション	あらゆる廃棄物を原材料などとして有効活用することにより、廃棄物を一切出さない資源循環型の社会システムをいう。狭義には、生産活動から出る廃棄物のうち最終処分（埋め立て処分）する量をゼロにすることを指す。	24
ゼロカーボンシティ	2050 年に温室効果ガスの排出量又は二酸化炭素を実質ゼロにすることを目指す旨を首長自らが、または地方自治体として公表した地方自治体のこと。	1, 2, 3, 9, 10, 11, 12, 14, 17, 18, 49
＝た行＝		
ダイオキシン類	塩素を含む有機化学物質。物を燃やす時に発生しやすく、毒性が強いことから、環境への汚染と人体への影響が大きな問題となっている。通常は無色無臭の固体で、水にはほとんど溶けないが脂肪に溶けやすく、粒子などに付着しやすい性質がある。3 種類のダイオキシン類がある。	7, 31

用語	説明	頁
脱炭素	温室効果ガスの排出自体を抑制するだけでなく、排出された二酸化炭素を回収するなどして、差し引きで実質的にゼロを達成しようという考え方。	1, 2, 5, 9 10, 11, 12 13, 14, 15 16, 17, 18 19, 32, 43 44, 47, 48 49
地域新電力	地方自治体の戦略的な参画・関与の下で地域内の電力を最大限に生かして小売電気事業を営み、得られる収益等を活用して地域の課題解決に取り組む事業者のこと。	19, 47, 48
地産地消	その地域で生産された農林水産物を、その地域で消費することを通じて、消費者と生産者が互いの距離を縮めようとする取り組みのこと。	2, 16, 17 18, 19, 30 48
適応策	気候変化に対して、緩和を実施しても気候変動の影響が避けられない場合、その影響に対処し、被害を回避・軽減していく取り組み。気候変動に対して緩和策と適応策の2つの取り組みが必要である。	21, 53, 58
デコ活	二酸化炭素(CO ₂)を減らす(DE)脱炭素(Decarbonization)と、環境に良いエコ(Eco)を含む”デコ”と活動・生活を組み合わせた新しい言葉で、脱炭素につながる新しい豊かな暮らしの実現に向けて行動やライフスタイルなどを変え、新しい暮らしを作る国民運動のこと。	16, 18, 47 48
ドギーバッグ	外食した際の食べ残しを持ち帰りして食べることで、環境や自分に優しい生活を送ることを目指す運動、または持ち帰りに使う容器のこと。家で待つ愛犬にも分けてあげるためと(言い訳をして)持ち帰ったことからこの名がついたとされ、米国などでは日常的に行われている。	51
特定外来生物	生態系等に係る被害を及ぼし、又は及ぼすおそれがあるものとして、外来生物法によって規定された外来生物。生きているものに限られ、卵、種子、器官などを含む。同法で規定する「外来生物」は、海外からわが国に導入されることにより、その本来の生息地又は生育地の外に存することとなる生物を指す。	29, 30, 59 62
=な行=		
ノン・ステート・アクター	非国家主体。国家から独立した、影響力を持つ個人やグループのことで、企業、自治体、NGOなどが該当する。	2
二酸化硫黄	刺激臭を持つ無色の気体で、主に化石燃料の燃焼や火山活動によって生成される有害な化合物。	7, 31
二酸化窒素	一酸化窒素が酸素に触れると生成する赤褐色の気体。自動車のエンジンなどで副生し、大気汚染の原因となる。	7, 31
=は行=		
バイオガス	微生物の力(メタン発酵)を使ってえさ(生ごみ(食べ残しなど)、紙ごみ、家畜ふん尿など)から発生するガスのこと。ガスには「メタン」という燃えやすい気体が含まれており、発電に利用することが出来る。	2, 17, 22 23, 34
バイオマス	生物資源(bio)の量(mass)を表す概念で、再生可能な、生物由来の有機性資源で化石資源を除いたもののこと。バイオマスは、その賦存状	2, 3, 11 12, 16, 17

用語	説明	頁
バイオマス	態により、①廃棄物系バイオマス（家畜排せつ物、食品廃棄物等）、②未利用バイオマス（稲わら等）、③資源作物（さとうきび、とうもろこし等）に分類される。	19, 22, 23 24, 34, 35 45, 47, 48
バイオマス産業都市構想	地域に存在するバイオマスを原料に、収集・運搬、製造、利用までの経済性が確保された一貫システムを構築し、地域のバイオマスを活用した産業創出と地域循環型のエネルギーの強化により地域の特色を活かしたバイオマス産業を軸とした環境にやさしく災害に強いまち、むらづくりをめざす地域。	3, 19, 22 23, 34, 35
パリ協定	2015 年の気候変動枠組条約第 21 回締約国会議（COP21）で採択された、地球温暖化対策に関する 2020 年以降の新たな国際枠組み。途上国を含むすべての加盟国が参加し、産業革命前からの気温上昇を 2 度より十分に低く抑える目標を掲げ、さらに 1.5 度以内に抑える努力をしようとしている。自国の削減目標を掲げ実行するとともに、5 年ごとにその目標をさらに高めることなどが定められている。	1, 2, 17 44, 53, 56
ビオトープ	生物の生息・生育空間を表す言葉で、ドイツ語の生物（Bio）と空間（Tope）からなる合成語。生物多様性の保全に重要な役割を果たす。	27, 28
フードドライブ、フードバンク	安全に食べられるにもかかわらず、包装の破損や過剰在庫、印字ミスなどの理由で流通に出すことができない食品を抱える企業などから寄贈を受け、施設や団体、困窮世帯に無償で提供する活動のこと。近年、「食品ロス」や「貧困問題」が注目されるようになり、各地でフードバンク活動が普及しつつある。	16, 23, 24 51
浮遊粒子状物質（PM2.5）	大気中に浮遊している 2.5 μ m（1 μ m は 1mm の千分の 1）以下の小さな粒子のこと。PM2.5 は非常に小さいため（髪の毛の太さの 1/30 程度）、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸器系への影響に加え、循環器系への影響が心配されている。	7, 31
ブルーカーボン	沿岸・海洋生態系が光合成により CO ₂ を取り込み、その後海底や深海に蓄積される炭素のこと。吸収源対策の新しい選択肢として世界的に注目が集まり、ブルーカーボンの主要な吸収源としては、藻場（海草・海藻）や塩性湿地・干潟、マングローブ林があげられ、これらは「ブルーカーボン生態系」と呼ばれている。	47
=ま行=		
緑のカーテン	CO ₂ 削減と夏の節電対策として、ゴーヤやアサガオなどの植物を育てて作るカーテンのこと。	19, 21, 27
=わ行=		
ワンウェイプラスチック	一度だけ使われて廃棄されるプラスチック製品のこと。	45, 49, 50

第2次半田市環境基本計画 後期計画
令和8年3月発行

半田市市民経済部環境課
〒475-0803

半田市乙川末広町 50 番地

TEL 0569-21-4001

<http://www.city.handa.aichi.jp/kankyou/>